

令和8年6月

篠栗町議会第2回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：6月4日(木)～12日(金) 9日間)

月	日	曜	会議・休会その他	開議時刻	摘 要
6	4	木	本会議	午前10時	開 会
					・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採 決 (人事案)
6	5	金	考 案 日		
6	6	土	休 会		閉 庁
6	7	日	休 会		閉 庁
6	8	月	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
6	9	火	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
6	10	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
6	11	木	本会議	午前10時	・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
6	12	金	本 会 議	午前10時	・付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
					閉 会

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和8年6月4日(木) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 11番 , 12番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第28号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第6, 議案第29号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第7, 議案第30号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第8, 議案第31号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第9, 議案第32号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第10, 議案第33号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第11, 議案第34号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第12, 議案第35号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第13, 議案第36号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第14, 議案第37号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第15, 議案第38号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第16, 議案第39号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第17, 議案第40号 篠栗町農業委員会委員の任命について
- 第18, 陳情の報告

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
25	専決処分の承認を求めることについて(専決第4号) 〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
26	専決処分の承認を求めることについて(専決第5号) 〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕	総務建設 常任委員会
27	専決処分の承認を求めることについて(専決第6号) 〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕	文教厚生 常任委員会
41	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	文教厚生 常任委員会
42	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に 基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について	総務建設 常任委員会
43	財産の取得について 〔動産の買い入れ(小中学校給食室備品の更新)〕	文教厚生 常任委員会
44	財産の取得について 〔動産の買い入れ(消防団支援車2の購入)〕	総務建設 常任委員会
45	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
46	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について	総務建設 常任委員会
47	令和8年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
48	令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に ついて	予算 特別委員会
49	令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) について	予算 特別委員会
50	令和8年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
51	令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1 号)について	予算 特別委員会

陳情文書表

陳情 番号	受 理 年 月 日	件名・要旨	付託委員会
1	令和 8 年 2 月 24 日	「町立図書館の児童書コーナーに関する」陳情書	文 教 厚 生 常 任 委 員 会
		陳情の要旨： 陳情書添付につき省略 陳情者の住所及び氏名： (住所)糟屋郡篠栗町 (氏名)栄田 拓也	

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和8年6月10日(水) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	6 番	横山 和輝	議 員
2.	5 番	太郎良 瞳	議 員
3.	1 番	崎山 佐穂	議 員
4.	12番	荒牧 泰範	議 員
5.	3 番	吉本 文枝	議 員

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和8年6月11日(木) 追加議案 午前10時開議

第1, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第2, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
52	篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について	総務建設 常任委員会

令和8年第2回 篠栗町議会定例会 議事日程 第4号

令和8年6月12日(金)午前10時開議

- 第1, 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号)
〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕
- 第2, 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第3, 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)
〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
- 第4, 議案第41号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第42号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第6, 議案第43号 財産の取得について
〔動産の買い入れ(小中学校給食室備品の更新)〕
- 第7, 議案第44号 財産の取得について
〔動産の買い入れ(消防団支援車2の購入)〕
- 第8, 議案第45号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第9, 議案第46号 農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について
- 第10, 議案第47号 令和8年度篠栗町一般会計補正予算(第1号)について
- 第11, 議案第48号 令和8年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第12, 議案第49号 令和8年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 第13, 議案第50号 令和8年度篠栗町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第14, 議案第51号 令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 第15, 議案第52号 篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について
- 第16, 陳情第1号 町立図書館の児童書コーナーに関する陳情書
- 第17, 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 第18, 議員派遣の件

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月4日(開会)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	姫 野 季 代 子
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	堀 雅 仁
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	水 江 靖 浩
都市整備課長	松 尾 篤 史	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	葉 山 芳 樹
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前１０時００分

○議長（古屋 宏治） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和８年第２回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

また、６月１日より広報広聴委員会の委員に交代がありました。

村瀬 敬太郎 議員に代わって崎山 佐穂 議員が、栗須 信治 議員に代わって門馬 良 議員が、委員に就任いたしましたので御報告いたします。

これに従い、日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において、１１番 今長谷 武和 議員、１２番 荒牧 泰範 議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から６月１２日までの９日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から６月１２日までの９日間に決定いたしました。

日程第３、議案の上程を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第２５号から議案第５１号までの計２７議案でございます。

それでは、議案第２５号から議案第５１号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和８年第２回の定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

冒頭に、篠栗町議会議員の皆様、そして、篠栗町民の皆様、今回の職員による

準公金横領事件につきまして、篠栗町に奉職する職員全体の信用を著しく失墜し、皆様からの信頼を裏切ったことに対しまして、町長として心からおわび申し上げます。

誠に申し訳ありませんでした。

５月２６日の今回の不祥事の公表に当たっては、このたび本町職員が横領した事案につきまして、全体の奉仕者として法令を遵守すべき立場にある公務員であるにもかかわらず、町民の皆様の信頼を裏切るものであり、深くおわび申し上げます。今後このような不正行為が発生することがないように、再発防止を徹底するとともに町政に対する信頼回復に努めてまいります、とコメントをいたしました。

繰り返しになりますが、篠栗町の行政運営を任されている町長として、深く反省するとともに、篠栗町役場として、篠栗町全体の奉仕者であるという原点に立ち返り、１日も早い信頼回復に努めてまいる所存でございます。公務員倫理及び法令遵守の徹底につきましては日頃より職員に指導してきたつもりではございます。このような事態を招き、町政を預かる者として、改めて自らの責任の重さを痛感しております。

本定例会において、特別職である私と副町長の処分に関する追加議案を、議会運営委員会に諮った上で上程することとしております。

何とぞよろしくお願いいたします。

５月２６日の公表後、町内外の皆様から厳しいお叱りの電話やメール等を頂いております。詳細は、全員協議会の場にて御報告いたしますが、６月１２日の本定例会閉会后、町長として、再度、町民の皆様にコメントを発信したいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

前回議会以降の諸情勢につきましては、閉会挨拶の際に御報告することといたしまして、本定例会の提案理由の説明に入ります。

本定例会に提案しております、議案第２５号から議案第５１号までの２７議案について説明をいたします。

議案第２５号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）」であります。本議案は、行政組織の諸課題を解決し、効率的かつ効果的な行政組織を再編するための町長直轄組織を令和８年４月１日から始動することに伴い、篠栗町組織リデザイン室設置条例を制定する必要性が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案第２６号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第５号）」でありま

す。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の主な内容は、物価上昇等への対応として、「年収の壁」の見直しに伴う諸控除の拡充と軽自動車税の環境性能割の廃止と種別割の名称を変更するものであります。

議案第２７号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）」であります。本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。改正の主な内容は、国民健康保険税の賦課限度額について、医療保険分を１万円増、子ども・子育て支援納付金分を３万円に設定し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、被保険者数に乗じて加算する金額を５割軽減の基準については５千円、２割軽減の基準については１万円引き上げるものであります。

議案第２８号は「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。本議案は、現委員の 青木 晃司 氏が令和８年１２月３１日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第２９号から議案第４０号までの１２議案は、篠栗町農業委員会委員の任命についてであります。本議案は、現委員が令和８年７月１９日をもって任期満了となるため、次期委員を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

当該委員の選出に当たっては、令和８年３月１日から３月３１日までの１か月間を募集期間とし、その間に農業者団体等による推薦又は自ら応募された１２名全員について「篠栗町農業委員会の委員選任に関する規則」及び「篠栗町農業委員会委員候補者選考委員会規程」に基づき選考が実施され、「農業委員会委員として適当であると認める」との意見を得ております。

議案第４１号は「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。本議案は、合併５０周年記念体育館、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館に空調設備を設置し、稼働を開始することに伴い、使用料の額を改定するものであります。

議案第４２号は「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」であります。本議案は、昭和天皇の崩御に伴い、昭和６４年１月７日前における職員の懲戒処分免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止するものであります。

議案第４３号は「財産の取得について」であります。本議案は、小中学校給食室備品の購入のため、財産の取得について仮契約を締結しましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、篠栗小学校（消毒保管機１台・フライパン兼用鍋１台・電気回転釜１台・自動炊飯器１台・業務用オーブン１台）、勢門小学校（自動炊飯器２台・真空冷却機１台・包丁まな板殺菌庫１台）、篠栗中学校（自動炊飯器１台）。契約金額は、１,８５９万円。契約方法は一般競争入札。契約の相手方は、株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人 であります。

議案第４４号は「財産の取得について」であります。本議案は、消防団支援車２の購入のため、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得する財産は、消防団支援車２ １台、契約金額は１,５０４万１,７００円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

議案第４５号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第４条第１項第６号の規定により免除することについて、議会の同意を求めるものであります。工事名は上河原井堰付近整備工事、工事箇所は大字田中地内、受益者は津波黒水利組合、免除する受益者負担金額は６,０５０円であります。

議案第４６号は「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」であります。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第４条第１項第６号の規定により免除することについて、議会の同意を求めるものであります。工事名は沖田井堰浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は和田水利組合、免除する受益者負担金額は３万３,０００円であります。

議案第４７号は「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）について」であります。当該補正予算は、令和８年度篠栗町一般会計補正予算の総額から２,１１１万５,０００円を減額し、予算総額を１３５億７,６８２万１,０００円とす

るものであります。

まず、歳入といたしましては、地方交付税 2,220 万 6,000 円、諸収入 570 万円をそれぞれ減額し、国庫支出金 279 万 1,000 円、繰入金 400 万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務費において、情報政策費として（医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修委託）558 万 3,000 円を追加するものであります。

農林水産業費において、農業振興費として（萩尾呑山地区水路法面工事）200 万円、（唐尾井堰浚渫工事）150 万円を追加するものであります。

商工費として、観光費として（若杉遥拝堂公衆トイレ浄化槽変更設計委託）400 万円を追加するものであります。

教育費において、社会教育総務費として（コミュニティ助成事業補助金）1,270 万円を減額するものであります。

その他、人事異動等による人件費 2,475 万 3,000 円を減額するものであります。

債務負担行為は、脱炭素アドバイザー業務委託を（令和 9 年度から令和 11 年度）に 1,682 万 5,000 円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金を（令和 8 年度から令和 27 年度）に 4 億 6,279 万 2,000 円、粕屋南部消防組合分担金を（令和 8 年度から令和 12 年度）に 1,201 万 3,000 円を追加するものであります。

議案第 48 号は「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,170 万 4,000 円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正でございます。

議案第 49 号は「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ 323 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,142 万 9,000 円とするものであります。内容は、人事異動に伴う人件費の増額補正であります。

議案第 50 号は「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」であります。当該補正予算は、令和 8 年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出から、188 万円を減額し、収益的支出の総額を 6 億 3,761 万 2,000 円とする

ものであります。内容は、人件費の補正でございます。

議案第51号は「令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第1号）について」であります。当該補正予算は、令和8年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算における収益的支出に632万5,000円を追加し、収益的支出の総額を8億8,686万2,000円とする人件費、報償費の補正及び資本的収入に2,759万2,000円を追加し、資本的収入の総額を3億9,830万3,000円とする受益者負担金の補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第25号から議案第51号までの27議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第28号から議案第40号までは人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第25号から議案第27号、議案第41号から議案第46号までの、9議案につきましては、タブレットに掲載のとおり、総務建設・文教厚生それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第47号から議案第51号までの予算関連5議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置しこれに付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより委員長は7番
品川 静 議員、副委員長は3番 吉本 文枝 議員です。

最後に、報告第4号から報告第6号までの3件については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けたいと思います。

日程第5、議案第28号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」
を議題といたします。

議案の説明を、村瀬福祉課長に求めます。

はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） 議案の説明をいたします。

議案第28号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第
139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

氏名 青木 晃司。令和8年6月4日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、人権擁護委員 青木 晃司 氏が、令和8年12月31日をもって任期満了
となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するもの。

なお、履歴書等は添付のとおりで、任期は令和9年1月1日から令和12年12月
31日まででございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの福祉課長の説明に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に同意することについて賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であります。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 28 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 6、議案第 29 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 6 議案第 29 号から日程第 17 議案第 40 号までの 12 議案については関連議案でございます。

会議規則第 37 条の規定によりまして、一括議題とし、12 議案一括して説明を受け、採決についても 12 議案一括して採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 29 号から議案第 40 号までの 12 議案を一括議題といたします。

12 議案一括して水江産業観光課長の説明を求めます。

はい、水江産業観光課長。

○産業観光課長（水江 靖浩） それでは、議案第 29 号から議案第 40 号までの説明をいたします。

議案第 29 号「篠栗町農業委員会委員の任命について」

次の者を篠栗町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 藤 勝徳。令和 8 年 6 月 4 日提出 篠栗町長 三浦 正

提案理由、現農業委員会委員の任期が、令和 8 年 7 月 19 日をもって満了となるため。履歴書等につきましては、次ページに掲載しておりますので御参照をお願いいた

します。なお、任期につきましては令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日まででございます。

次に、議案第３０号から議案第４０号までは、同じ「篠栗町農業委員会委員の任命について」の案件でございますので、議案番号、氏名についてのみ御説明いたします。

議案第３０号 氏名 八尋 利信、議案第３１号 氏名 鷹巣 幸敬、議案第３２号 氏名 元榮 聡子、議案第３３号 氏名 呑山 孝生、議案第３４号 氏名 川内 行雄、議案第３５号 氏名 加留部 恭子、議案第３６号 氏名 安河内 一虎、議案第３７号 氏名 井上 美智子、議案第３８号 氏名 有隅 久美子、議案第３９号 氏名 西 義文、議案第４０号 氏名 栗須 勝典、以上でございます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの産業観光課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので討論は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認め、討論を省略し、これより採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

日程第６議案第２９号から、日程第１７議案第４０号までの１２議案の「篠栗町農業委員会委員の任命について」同意することに、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１であります。

全員賛成と認め、よって議案第２９号から議案第４０号の１２議案は原案のとおり可決し、同意することに決定いたしました。

日程第１８、陳情の報告をいたします。

本定例会において、陳情を1件受付しております。

タブレットに掲載しております陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しましたので報告をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時29分

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月10日(一般質問)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	姫 野 季 代 子
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	堀 雅 仁
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	水 江 靖 浩
都市整備課長	松 尾 篤 史	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	葉 山 芳 樹
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前 10 時 00 分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。傍聴に対しまして、一般質問通告書一覧 1 ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第 1、一般質問を行います。

質問者は、5 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き 1 人 30 分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。発言内容を精査し、小職において処置いたします。

御協力よろしくお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位 1 番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） はい、おはようございます。

議席番号 6 番、横山でございます。

今回は、二つ質問いたします。

それでは、早速質問に入ります。

一つ目の質問は「町民体育館利用停止について」です。

今年 4 月 14 日において、担当課から急遽、町民体育館について報告があり、事前に議案の提出もなく、その日に議会の承認もなしに担当課長の一方的な判断により、町民体育館の利用停止が行われました。

オアシス篠栗の温浴施設同様に、立て続けに町民に対し説明もなく行われたことにより、行政に不信感を抱く町民の方が増えている現状がございます。

この現状を踏まえ、次のとおり質問いたします。

一つ目の質問です。

何が原因として急遽閉じなければいけなかったのか、また事前に説明しなかった理由も含めて、詳細な説明を求めます。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。一つずつ、1問ずつ、そうです、はい。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまは、横山議員から、町民体育館の突然の利用停止についての詳細な説明を、との御質問を頂きました。

確かに、多くの町民の皆様にとりまして、唐突とも思える閉鎖でございました。

今回一般質問において、御説明する機会を頂きましたので、担当課から、担当課である熊谷財産活用課長から、閉鎖に至る経緯も含めて、まずは丁寧に御説明を申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 財産活用課でございます。

それでは、お答えいたします。

令和8年4月14日、議員の皆様にお集まり頂き、全員協議会にて町民体育館の現状について報告させていただきました。

内容は、町民体育館の現状、令和7年度に調査いたしました当該用地の劣化度調査の結果、今後の利用停止と利用停止後に検討すべき方針について説明させていただいたところでございます。

これらを踏まえまして、御質問にお答えしてまいります。

まず、一つ目の御質問である、「急遽閉鎖しなければならなかった原因、及び事前に説明しなかった理由」についてお答えいたします。

初めに、町民体育館の構造及び現状について御説明いたします。当該施設は、昭和48年に建設され、今年で53年が経過しております。延べ床面積は2,117平方メートル、2階建ての鉄筋コンクリート造りとなっております。当該施設の重大な懸念点としては、耐震補強工事が未実施であること、屋根部分の全体的な腐食、及びアスベストの対策の必要性が挙げられます。

平成27年度に実施した、町民体育館の耐震診断におきまして、構造耐震指標であるI s値が桁行き方向、これは南北でございますが、17か所中1か所において、倒壊または崩壊する危険性がある基準値0.6を下回る最低値0.15が検出されました。また、梁間方向、これは東西でございますが、13か所中7か所で、I s値0.6を下回る最低値0.22が検出されております。国が示すI s値の基準におきまして、0.3未満は震度6強から震度7の大地震の振動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いとされており、大規模な地震が発生した際、倒壊するリスクが高い状況にあります。

次に、コンクリートの強度でございますが、設計基準強度 18.0 ニュートンに対し、平成 27 年度調査では推定強度が平均 20.1 ニュートンであったものの、今回の令和 7 年度調査では平均 17.1 ニュートンに低下していることが判明いたしました。また、コンクリートの中性化試験におきましては、平成 27 年調査では、コンクリートのかぶり厚さ 30 ミリメートルに対し、最大 17.5 ミリメートル、平均 5.7 ミリメートルであったものが、今回の令和 7 年度調査では最大 28.0 ミリメートル、平均 13.4 ミリメートルに達しており、コンクリートの強度の低下と中性化が、共に進行していることが裏づけられました。これらを平成 27 年のデータと比較いたしますと、コンクリートの推定強度は 3 ニュートン低下、中性化は最大値で 10.5 ミリメートル、平均で 7.7 ミリメートル進行しております。

公共施設等総合管理計画策定に伴う専門業者の分析によれば、中性化が内部の鉄筋位置に到達するまでの期間は、最短で 17 年との予測がなされており、中性化が鉄筋に達した場合、鉄筋の腐食による爆裂、コンクリートの剥裂や破壊が生じる危険性が極めて高くなります。今回の調査により、当該施設の老朽化が確実に進行しており、平成 27 年度の I_s 値がさらに悪化していることが強く推察されることから、安全性を十分に確保することは不可能であるとの判断に至りました。現状のまま、使用継続することは、利用者の安全を脅かす重大なリスクを伴うため、人命尊重、安全第一の観点から、万が一の事態を防止するため、利用停止という苦渋の決断を下したものでございます。

なお、議会への事前説明がなかったとの御指摘につきましては、4 月 14 日の全員協議会において、議員の皆様には詳細を御説明し、御理解を頂いた上で、即日利用停止の措置を講じさせていただいているものでございます。緊急的な措置であったとはいえ、事前の周知期間を十分に設けることができなかった点につきましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今年、令和 7 年の検査でコンクリートの強度を調べましたら、強度が下がっていたと、いうことですが、まずちょっとお尋ねしたいのは、その調査をしたか所ですね。どこの箇所を、コンクリートのコア抜き調査ですよ。それ、どこの箇所をしたのか、全て答えてもらってよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） これについて、すみません、詳細な場所は、資料ちょっと持ち合わせておりませんが、実際コンクリートの、建物の壁部分にコア抜きを行いまして、その結果、建物については3か所のコア抜きを行ったというものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 詳細な部分は、今資料を持ち合わせてないので分からないと言いますけれども、全て壁の部分ですよ、壁のコア抜きをして、壁のコンクリート強度が少し下がってる。17ニュートンですか、17ニュートン自体は悪い数字じゃないんですけどね、そもそも、基準よりちょっと下っていうぐらいでですね、何も倒壊する恐れがあるとか、そういった数字じゃないですよ。で、何が問題かという、壁だけを調査してますね。でも、壁のコンクリート強度を調べただけで、この建物が丈夫かどうか、大丈夫かどうか、それは分かるわけじゃないですよ。

本当に大事なのは床ですよ、特に基礎の部分、基礎の部分をね、コア抜きして、どのくらい数値が下がってるだとか、どういう状態なのか、そこら辺分からないと、施設全体が今どういう状態かというのは判断できないと思います。

それは、一体誰が判断したんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、今回コア抜きを行った部分に関しましては、壁部分になります。柱部分のコア抜きっていうものは、実際鉄筋が入っておりますので、鉄筋に抵触するようなコア抜きというのは実際、行うことができません。

本来このコア抜きを行った段階でコンクリートの、全コンクリート全体の強度がそういうことであるということで、判断を行ったものでございます。

あと実際のところ、この作業に、検査に当たったのは今回の公共施設等総合管理計画の委託している事業者が調査を行って結果を出したものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど、そのコンクリート強度で全体がわかったと。

で、調査会社がそれをしっかりと調査したと、申し上げますが、今ここにですね、言われてる調査記録があるんですよ、情報開示で出したんですけども、これが、令和7年、言ってみれば今回の調査結果ですね。こっちがですね、平成27年調査した結果資料なんです。これ建物全体を調べるのは、実際このぐらいの厚さは、このぐらいしっかりね調査しないと分からないでしょう。

ただ今回はですね、これなんです、ペラッペラですよ。このぐらいしか、検査し

てないんですよ。実際、私この中身全部見てみましたが、先ほど言うようなですね、確かに壁の調査はしてます。壁の調査をして、10年前に比べればコンクリート強度は下がってます。だからといって、これがすぐ崩壊するとか、地震に耐えられないとか、そういうことは一切書かれてません。

この調査会社の言ってることは、長く利用するために、補修工事をね、したほうがいいんじゃないですかと、補修工事をするほうがいいですよって、そういうことしか書いてないんですよ。何も危険性がある、だとか書いてないんです。

ちなみに、もう一つ言うなら、この調査会社というのは町民体育館以外でも調査してます。その中の1例として、仏舍利殿、金出から萩尾に向かう途中にある、お釈迦様を祀っているところですね。そこも、コア抜き調査やってるんですけども、あそこはもう本当老朽化が進んでますので、でその結果がですね、言ってみれば振動、言ったら地震ですよ。地震に耐えられない可能性がある。例えば、早急に対応する必要があると、そういった評価を下してるわけです。

ただ、今回のこの調査結果では一言もそんなこと書いてないんですよ。

これは危険だということは、町民体育館自体が危険だって、何も書いてないわけですよ。これ議会に説明したと違うんですよ。

調査結果が元に話ししてるって言いましたけれども、その調査結果の内容と違うこと言ってますよ。これちょっとどういうことかね、きちんとエビデンスを持ってね、今説明してください、そこは。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 今回の町民体育館の検査に関しましては、耐震診断というものは行っておりません。

今回行っておりますのは、コア抜きして、コンクリートの強度、それと中性化試験、こういったものを出した結果でございます。

で、先ほど申しましたように、設計の分から、まず当初のI s値の分から、今度今回調査したコンクリート強度、これが設計基準を下回っているということで、さらにそのI s値が低下していることが、高く推察されるという形で、これ以上の分、担保が安全性の担保が取れないということで、そういう判断をしたものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） まず一つ、耐震強度の検査してないじゃないですか。その時点でね、これ震度6に耐えられないとか、報告では、震度6に耐えられないというふうに言われましたけれども、分かるわけじゃないじゃないですか。

あと今、I s 値、I s 値、言ってますよね、I s 値がより悪くなると推測されると。じゃこれ一体どういうことかと言ったら、これ平成27年、10年前の検査で、言ってみればある箇所、全部の箇所じゃないですよ、あちこち全て検査した結果、そういった0.15の数値のところがあったと。それが、今回検査してないけれども、それが悪くなってるだろうと思われるっていうような答弁なんですね。そうですね、検査してないですから。いや10年前に分かってるのは、そら補修すればいいだけの話ですよ。

10年前の話ですよ、じゃ10年間、_____。分かってたんですよ、10年前に、その箇所が悪かったっていうのは。じゃ今、実際どうなってるかも分からないんですよ、今の答弁だと、推測されるって言ってましたよね。_____でいいですか。じゃ今どうなってるんですか。検査も何もしてないのに、分かるわけじゃないですか。実際わかんないわけですよ、これが本当に危ないかどうかすら。そんな理由でね、_____推測を基に話されても困るわけですよ。これ実際どうなんですか。その推測じゃないです。推測でも、臆測でも、希望的観測でもないです。今ある根拠をもとに話してくださいって言ってんです。

これ、答弁求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、何度も申しますけど、このコンクリート強度の進行、劣化の進行状況、そういったものから良くなることは当然ございませんので、維持するということも、コンクリート強度が落ちる段階で、維持するということは、まずI s 値を維持するということはできませんので、そういった形で十分、強く、考えられるという形ではお話ししたものでございます。

で、コンクリートの今回検出した箇所っていうのはですね、実際そういったコンクリートの強度が低い部分がもうあるということが、もう既に分かっておりますので、今回そういった措置をとるべきであるというふうに考えたところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほども言いましたけれども、そら、コンクリート強度は下がりますよ、老朽化しますよ、それは自分の家でも同じじゃないですか。で、それを維持管理するのが行政の仕事でしょう。あなた方の基本的な仕事ですよ。

それをずっとほったらかしにしてね、これは下がりました、しかも良くはなりません、良くはなるわけじゃないですよ、当たり前の話で。それができませんって今言いま

したね、補修すらしきらないんですか。ただ、今まで補修してきて、それでも数値がね、すぐに下がりますとか、どうしようもないですっていうならまだ分かりますよ。壁の部分、1回でも補修しましたか。10何年間、ただほったらかしにしてるだけでしょ。それはあなた方、自分たちでね、_____

_____, 悪くなったから、どうしようもできませんって。何ができますか、そんなんで。そんなこともできないんですか、この行政は。補修すればいいじゃないですか。今、言ってるそのコンクリート強度17ニュートンあるんですよ、十分じゃないですか。

私、それ悪い数字じゃないです、これが5ニュートンだとか、6ニュートンとかなれば、壁だけで判断していいと思いますよ、だから倒壊する恐れがあるっていう。これ危ないって、すぐにでも閉じないといけないって、判断していいと思いますよ。今の17ニュートンあるんですよ、何が問題なんですか。

補修すればいいじゃないですか、補修して、それはコンクリートの強度上げればいいだけの話だと思うんですよ。それをね、危険だという判断するのは、だからそれを誰が判断したんですか。その検査会社は、少なくとも全く判断してないですよ。検査した会社は、長く利用するために修繕したほうがいいですよと、いうのは今回の結果です。そらもうここ出てますんで、誰が判断したんですか、それを。それ教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、設計会社の現状の報告を受けまして、そのヒアリングの中で、一旦危険な状況にあるというところ辺は確認できましたので、今回停止措置を、町の中で協議を行いまして決定したものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほども言うように、検査結果ここにあるんです、情報開示ですね。全て出しましたので、今回の検査結果に関する全てを出しましたので、今ここにある資料以外のものがあったら、それはそれで、別の問題が発生するんですね。

今ここにあるのは全てですよ、そん中で一言も書いてない。

ヒアリングを行った、ヒアリングを行って危険だと判断した、そんなことをね、調査会社を書かなかったんですかじゃあ、本来危険だということを、他の施設は書いてあるんですよ、ここはねすぐに対処しないと危険だと、さっき言った仏舍利殿ですね、そこは書いてましたよ。地震で倒壊する恐れがあるので、早急に対応したほうがいいって。同じ調査会社が、書いてますよね。

これ書いてないです、今ヒアリングって…どういことですか。調査結果に載らない、ヒアリングで危険だって聞いたから、それで判断したっていうんですか、それ行政としていかなもんかと思ひますよ。調査結果に載ってないわけですから。それは本当に言っただすね、調査会社が。で調査会社は、これ載せなかつただすね。

そういうことによろしいだすか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、報告が、報告を受けまして、その中で、実際どういった形になるものかと、今後の進行具合とか、劣化の進行具合とか、そういう中でいろいろ協議をする中で、町がそういう、まず一旦停止措置をとろうと、いう形で判断したものでござひます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどから、何度も言うように、私は情報開示してるだすよ。これに関連する全ての資料を、出してもらっただすね、請求して。今言ってる報告、ないだすよ。あつたら、あつたで問題だすって、先ほど言っただとおりだすね。これに関するものは、全て出さないといけなかつただす。全て出して、ほかに資料がないっていう判断で、出してもらっただすよね、これ。今、報告があつた。何でこれ出さないだすか、それを。全てのものを出世という、申請したわけだすよ、これ申請したのに入っていないだすよ、そんな報告は。そもそも、この数値を見ても危険な数値っていないだすよ。危険な数値でもないし、そもそも総評として、普通のこと書いてますよ、老朽化してるのでね、そろそろ修繕してね、長く利用するために修繕してください、としか書いてないだす。議会に説明してることと、全然違うだすよ。議会で何て説明しましたか、地震に耐えられないことが判明しましたって。震度6に耐えられないことが判明しましたって、何もこれじゃわかんないだすよ、この検査結果だと。

きちんと、どういことか説明ください、そういうヒアリングだとか、聞いたとかじゃないだすよ、理論的にちゃんとね説明してください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、まず4月14日に行ひました、議会の皆様に対しての報告に関しましては、0.3未満…I s値0.3未満は、震度6強から震度7の大地震の振動及び衝撃に対して、倒壊または崩壊する危険性が高いとされておひ、そういう状態にござひますので、大規模な地震が発生した際、倒壊するリスクが高い状態にありますという形で、報告させていただいたものでござひます。で何度も申しますが、その数値的なものを全部、業者のほうが出してきまして、こういう状況にあ

りますということで報告がありました。

そのような状況の中で、あと例えば何年対応できるものかとか、先ほども言いました、平均 17.1 ニュートン、これに関しましては、あくまでも、その平均値でありますので、もっと悪いところも正直言っているところもあります。そういったところを含めまして、総合的に判断して、まずは休止を、の手段をとらせていただいたというところがございます。

○議長（古屋 宏治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） これ堂々巡りになるんですけどね、先ほども言ったとおりですね、今冒頭に I s 値が 0.3 以下のところがある、それは、いや地震が起きたら危険なことがあるって言ったのは今回の検査じゃないですよ。10 年前の検査ですよ。10 年前のこっちの、この分厚いところで、その箇所に 0.3 の箇所があったって。今回の調査結果は、この結果を見て、0.3 以下のところがあるから危険ですよと言ってるだけなんです。そうですよね。今回、I s 値、検査しましたか、してないですよ。何も書いてないですもん。検査してないんです。今どうなってるかも分からない。

そもそも、そこが危険なら、10 年間何をやってたんだという話ですよ。だから、補修すればいいだけの話じゃないですか、補修もせずにですよ、そこら辺ほったらかしにしておいて、今危険ですっていうのは、それは無責任過ぎませんか。今からでも、補修できるんじゃないですか、でもこの今回の調査結果では補修すればできると書いてますよ。

この内容からしたら、別にその壊す必要もないし、倒壊する恐れもないんです。何も書いてないですよ、これが危険だと、町民体育館が危険な場所だとか、全く評価してない。

補修すれば、そのまま使えると思いますけどね、補修すればいいじゃないですか。そもそも補修したことありますか、町民体育館で。そういった箇所を、数値が悪い箇所ですね、この 10 何年間の間にほったらかしにしてたんじゃないですか。それもう、してるなら言ってください、いつしたかを。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、町民体育館の外観及び内部の補修につきましては、社会教育課予算で対応しているところがございます。しかし、この今回のような、コア抜きのような大規模な検査につきましてはコンクリート内部までの調査となりますので、頻繁に行えることが…は行っておらず、10 年単位で実施しております、この個別施設計画の策定に伴う劣化度調査で実施して、今回判明したものでございます。

先ほど申しましたとおり、外観そういったものに関しましては逐次補修を当たっておるところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと質問答えなかったんですけど、10年前から分かったことに関して、何か補修したんですか、ほったらかしにしてたんじゃないですか。じゃないと、補修した上で今も数値が悪いですっていうなら分かります。そら10年前に数値が悪いものを、そのまま放置してたら、そら悪いままでしょ。

ちなみに今、先ほどコンクリート調査しましたと、数値が悪くなってましたと、当たり前ですよ、先ほど言いましたけど。10年間それは劣化もしますよ、それに対して補修すらしきらないんですか、この町は。

そんなことすらもできないというんですか、今の答弁だと補修する選択肢はないよなね、いうふうに聞こえるわけですよ、補修すらしきらないんですか、公共施設の、この町はですね。

もし、それができないなら、もう今後、どこも同じですよ、どんどん潰れていきますよ、このレベルでしたら。補修という考えないんですか、そうやって事前に、10年前に、悪いと分かった箇所の、どういった対応をしたのか、教えてください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、10年前でコンクリートに関する補修は、実質、行っていないものと考えております。

そこです、平成27年の町民体育館の耐震診断結果において、コンクリート強度が設計基準より、診断の数値が上回っていた実質20.1あったというふうになっておりましたので、当時の判断としては今回のような停止措置に至らなかったと、推察しておるところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の答弁だと、だったら今も大丈夫じゃないですか、要するに、その箇所検査してないわけですから、今回ですね。別に、当時その数値は悪かった、でもほかの数値はよかった、だから安全だ。で今回そこを調査してないですよ、調査してないですけど、悪いとこだけ見てですよ、今もっと悪くなってるだろうと。だからもう、どうしようもないんだって、言えないですよ、調査してないんですから、今回の調査これですよ、この量ですよ、ペラッペラの、えっ、びっくりしましたよ、私もうこれ見たときに。

しかもですね、これちょっと余談なんですけれども、この情報開示行ったんですね

今回。本来情報開示っていうのは、2週間14日以内に提出しないといけないんですね、まあ言ってみれば、ある資料、該当する資料をコピーするだけです。だから、そんな時間かかんないはずなんです。ただ今回、1か月、まるまる1か月かかったんです。1か月もう、通告書を出す前に、本来なら出るはずだったんですけど、通告書を出した後に、これが出てきた、最近出てきたんです、この資料は。これ見られなくなかったんじゃないですか、この資料、言ってみれば、議会に説明したものと違うことが書いてあるんです。そういうふうに疑ってしまいます、そうだと、言ってることが違うからですね。

これ見て、どうやって分かりますか、地震耐えられないとか、今の答弁聞いてても、補修すればいいだけの話なんです。ただ補修しようとして、できなかったと、こういう問題があってできなかったっていうのは分かりますけれども、補修すらしようとしてないじゃないですか、それなんです。私は補修して使えばいいだけの話だと思います、ほかの施設と一緒にです。

この町民体育館は、特別ここは危険な数値でもないし、そんな評価もされてないです。

それをものすごく危険なところっていうのは、すごく違和感を感じます。ほかの施設と違うんですかこれ、町民体育館は。補修できないんですか、まず補修できるかどうか聞きます。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、まずですね情報公開におきましては、技術的な要素がかなり含まれる開示になりますので、両方の、平成27年度の耐震診断を行った業者、そして今回、令和7年度で公共施設等総合管理計画を行った業者へ、お互いに「開示していいものか。」というまず確認する期間が設けられております。それで、延長の通知を横山議員のほうにお出しして、この期間に時間を頂きたいという形で延長したものでございます。そういう手続で行ったものでございます。

それと、まず町民体育館の修繕ができないか、できるか、できないか、というところでございますが、実際町としてはですね、この町民体育館をまだどのようにするという形を、まだ決めておるわけでございませぬ。現状が危ない状態であるということ、一旦、利用停止措置をとっておるというものでございます。

今後ですね、また別の質問のところでお答えするものではございましたけど、課長、副町長を委員長として、課長職で構成する公共施設の、篠栗町の公共施設の検討プロジェクトというものをつくっております。その中でですね、町民体育館を、今後、改

修するものなのか、長寿命化を図るものなのか、これを解体するものなのか、それをまた、どっかの施設と複合化して、新しいものとして新設するものか、というところをですね、今検討しておるところでございます。

これ、全く改修ができないということを申し上げてるわけではございません。現状、そういう取扱いをしないと町民の利用者の人命を損なうことになってはいけませんので、まず予防措置として、一旦停止をさせていただいておるところで、御理解を頂きたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっとまた元に戻るかもしれませんが、危ないって言ってますよね、町民体育館が危ないっていう検査結果が出てないんですよ、調査会社からの、この検査でですね。まあ老朽化はしてますと壁に関しては、壁しかね今回調査してませんからそもそも、そもそも今回の調査結果でですね建物全体の分かるような検査してないんですよ。

どうやって判断します、危ないんだなんて、それは無責任だと思いますよ。そんな判断ができるような検査はしてないんですから、今回、あくまでも壁しかしてないんですよ、床もしてないし、天井を別に開けたわけでもない。本当に危ないかもしれませんよ、でも、この今回の調査結果で分かるわけがないんですよ。誰がね、危ないって判断できるわけがないものを、危ないと判断してるわけですよ。どうやってできますかって、それを調査会社とヒアリングした、そんなんで分かるんですか。

私ね、本当これ、無責任だと思いますよ、だからきちんと危険なら危険で、調査会社は書くわけですから、調査会社を差しおいてね、そんな判断できるわけないと思うんですよ。どうやったら判断、それができるんですか、と聞いてるんです。判断しようがない、これは、危険だというのは。本当に危険だと判断するなら、もっと詳しく判断、調査しないといけませんから、隅から隅までしてないですから、今回のこの検査は。これは課長が判断したんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、利用停止の判断は関係各所と集まりまして、町の中で、全体で判断したという認識でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 全員言ってください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、当課と、社会教育課と、三役集まっていたい

て、その中で報告を行って、そういう形で決めたものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それって職員ですよ。別にそこに技術者がいるわけでもない。だから、どうやって判断できたんですかって、この検査結果で。この検査結果で判断できませんよ、と私は言っているんです。

壁の強度しかしてないんですから、壁の強度も17ニュートン、別にすぐに壊れるような数字でもない。過去のことを出してきてますけれども、過去のことは、そら何で本当に危ないなら、なんで補修しなかったって話ですし。でも、危なくないから、そのままにしとったんでしょ。で、今回、別に検査もしてないと、そこは本当に悪いかどうかも分かってない、わかんない状態で判断してるんですよ。そりゃねえ、おかしいんじゃないですか。それをね、またハッキリ言いきってるんですよ、議会で。地震にね対応できないと判明しましたって、判明してないんですよ。

この資料で、この検査結果で、判明しようがないんですよ。私はそこね、取り消すべきだと思いますよ。かもしれない、は分かりますけれども、判明しましたって、あなたはね断言してますから。断言できるわけない、断言できるなら、この資料をもとにね説明してください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、14日のご説明の中でも、判明したということの意味では、じゃなくてですね、先ほど申しましたとおり、倒壊するリスクが高い状況にあります、というふうに説明させていただいておるものです。

その点は、私のほうでは判明したっていう、実質、この数値から、そういう高いリスクの状態にあるということを、が判明したという形の発言をしたかもしれませんが、実質そういったことが前提にあって、そういうことが判明したというふうに申し上げたものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そういった趣旨で言ったわけじゃないです、ていうような答弁ですけども、ちょっといまいち、ちょっと答弁の内容はよくわかんなかったんですけど、ただ、一つ確実に言えることは、町のホームページでね言ってみれば利用停止の案内を出しましたよね、報告を、そこにはですね、今回の検査で地震に耐えられないと、地震によって耐えられないことが判明しましたって書いてあるんですよ、町民に向けてですね。

それは_____したんじゃないですか。これは、町のホーム

ページ載ってますよ。あなた方が、誰がそれを配信したか知りませんが、正式に、町のホームページで、「今回地震に耐えられないことが分かりましたと、判明しました。」と、はっきり書いてますから、それは全く違うじゃないですか、そこはすぐ訂正すべきじゃないですか。私はそう思いますけど、どうですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 申し訳ございません。そのホームページに関しまして、ちょっと内容を精査させていただきたいと思います。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） なので、もうちょっと次、1問目でね、あんまり長くしてもしようがないでの、2問目行きます。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ2問目。

○議員（横山 和輝） はい、二つ目の質問です。二つ目は、報告では調査を行った結果、震度6強に耐えられないため危険性があるという説明ですが、町民体育館以外は全て耐えうるのか。同様に、危険な施設があれば、全て回答してください。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、2問目の質問にお答えします。

今回の個別施設計画策定に伴う調査におきまして、劣化度などの総合評価で、D判定、主要な機能に重大な支障があり、緊急に対策が必要な状態となった施設は、町民体育館、役場庁舎附属棟（駐車場兼倉庫）でございます、シルバー人材センター（旧やまばと児童館）武道館、そして旧焼却場の資源選別場、同じく焼却灰一時保管所、そして葬斎場（天空会館）、そして仏舎利殿の、計8か所でございます。

このうち、一般の住民の皆様に御利用頂いている施設は、町民体育館、武道館、そして天空会館の3か所となっております。以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今言った施設の中で、町民体育館と仏舎利殿はちょっと私も分かってるんで、答弁は別にしなくていいんですけども、どういった調査を行いましたかと。A B C Dで付けるって言いますけれども、これはね、議会、本議会入って、全員協議会のときにですね、担当課から全部の施設の劣化具合としてA B C Dのね、評価を出されましたけれども、あれ甚だ疑問なんですよ。

70か所も調査できますか、物理的に。しかも、その劣化具合を調べるっていうことは、先ほど町民体育館のように、コア抜きをしてるってことですよね。じゃ全部それをしたのかって言ったら、多分できないと思うんですよ。で、今言ったところで

ね、D判定って判断しましたけれども、どういった検査を行ったんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） 今回の調査におきまして、コンクリート、RC構造の部分は、全てコア抜きを行っております。例えば、木造とか、鉄骨造りのところ辺はコア抜きっていうのはできませんので、行っておりません。で、全ての施設において目視で確認いたしまして、目視で見えないところはドローンとかで写真撮影を行って、確認を行ったという手法を使っております。

特に、壁部分に関しましては、打診検査と申しまして、叩いて乾いた音がするかとか、鈍い音がするかとか、そういうところの辺で、空洞化が起きてるか、そういったものを調査したところでございます。これは、全ての施設で、実際実施しておるところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の手法だと、本当にね、劣化してるかどうかってわかんないですね。よくABCDって付けれたなと思うんですね。先ほど、その中にですね、葬斎場（天空会館）が入ってるってということで、私ちょっと疑問に思うんですよ。

その天空会館で知ってますか、当時ね、豊鋼材がですね、鉄閣寺って書くから、鉄っていう部分があるからですね、物すごく特殊なね機材使ってるんすよ、鉄骨をですね、そう簡単に劣化しないっすよ、あそこは。結局、中は開けてないわけですね、そこに関しては、コア抜きだとかね、してないわけですね。

それをその_____、評価だと思うんですよ、あのABCDって、そんなんで、そのハンマーで叩いてね、空洞があるかどうか調べたとか言いますがけれども、そんなね全体のね、施設のね、構造、何処あるかなんて、分かるわけないですね。

言ってみれば、空洞があればそれは悪いですけどね、そこはですね、中も開けないのにそれ分かるわけじゃないですか。

ちなみに、天空会館はですよ、そういう今危険だ、危険だというのは、劣化してるから、言ってみれば危険だと言ってるようなことを、言いたいんでしょうけれども、どこの課ですかね、6月にですね、見学会があるんですよ、天空会館の、6月18日だと、ちょっと詳しい日にちは覚えてないんですけどね、見学会をするんすよ、そんな危険だと言ってるところに対して、それは矛盾してるんじゃないですか。

危険なんですよ、危険なのに見学会を催してる、町が、それはおかしいんじゃないですかと私は思います。

劣化具合がDというだけで、別に危険じゃないということですか、それは。それ答

えてもらっていいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、天空会館の判定につきましては、コンクリートコア抜きの結果はA判定でございました。しかしですね、屋根の塗装の劣化が施設全体で著しく、屋根の垂木の腐食が激しい状態であることや、屋上防水につきましても、防水シートがめくれが確認されております。

これらのことから、D判定の基準となる主要な機能に重大な支障があり、緊急に対策が必要な状態であると判定されたものでございます。

全てD判定がですね、耐震性がないとかですね、コンクリート強度がないとか、いう形で判断しておるものでございませぬ、全体ですね、施設の状況、そういったものを判断して、緊急に対策が必要な状態であるというものをD判定にしておるものでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） まあ、今の土台はしっかりしてるってことですね葬祭場の。

もう先ほどもそうですし、堂々と言えるのは、私はちょっと理解できないんですけども、屋根の部分が劣化してるって、補修してないですよ、10何年も、何年も、10何年と言わないですよ、ずーっとほったらかしにして、今悪いって言うだけですよね。

オアシス篠栗のときもそうですよ、温浴施設も、今回町民体育館もそう、今言ってる施設もそう。この町は、施設を維持することできないんですか、その補修、全然してないじゃないですか。_____、悪くなった、もうこれは悪いですD判定ですって。

私が職員だったらそんなこと言えませんよ、_____

_____。

そう言うなら、補修すればいいじゃないですかと、先ほどから言ってるんです、何で補修してこなかったんですか。急に壊れたなら分かりますよ、台風が来たと、地震が起きたと、壊れてしまったっていうのは分かりますけれども、ただの劣化です。それは、じゃ町はほったらかしにしてた、ということですよ、違いますか。

○議長（古屋 宏治） 横山議員、また1問目に戻ってますんで。

○議員（横山 和輝） 失礼。

○議長（古屋 宏治） どうぞどうぞ。

○議員（横山 和輝） うん、補修はね、してこなかったんですか。そこは聞きます。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、これも同じく、町民体育館と、そういった老朽化した分は、部分的には補修をしておったという認識ではございますけど、現状、この補修を行うか行わないかということで、今回そういうふうな、実際補修をしたかどうかというところ辺は、財産活用課のほうでは把握できてないところもございますので、まずはですね、このD判定のついたものが全てなくすとか、いうそういう考えではなく、とにかくそういった緊急な対策をするべきだというふうな形で所管課にもそういった形で伝えておるところでございます。

今回の判定に基づいてですね、今後どういうふうな措置をとっていくかというところ辺を伝えて、今後、公共施設の検討プロジェクトの中で、早急に対策を講じるべき処置はどういったものがあるかとか、そういったところ辺を補修しながら使うものかと、いうところ辺を、手法を考えてですね、またいろいろ考えていきたいと思って、検討していきたいと思っているところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ちょっと時間も残り6分きったんですね、もうちょっとこの辺で止めますけど、緊急にする必要ないんですよ、通常業務でいいです。通常業務で、行政としての維持管理をすればいいだけの話なんですね、そこはしっかりしてください。それだけ申し上げて、次行きます。

○議長（古屋 宏治） はい、3項目目ですね。

○議員（横山 和輝） 3問目ですけれども、これ多分1番目の質問のほぼ同じですの
で、同じといたしますか再質問の中で答えられましたので、ちょっと三つ目は省きます。

○議長（古屋 宏治） はい。

○議員（横山 和輝） 四つ目に行きます。

四つ目は余りにも急な利用停止により、特に利用していた人、団体から不満が出ております。町は今後どのような対応をとるのか、また今後施設をどのように扱うのか、詳細なスケジュールを含め説明を求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい、四つ目の質問にお答えいたします。

先ほど説明いたしましたとおり、町民体育館の安全性は十分に確保されているとは言えず、現状のまま使用を継続することは、利用者の皆様の安全を脅かす重大なリス

クを伴うと判断し、全員協議会での報告を経て、直ちに使用休止の措置をとらせていただきました。

その後、同日の午後には既に予約をされていた団体の方々へ、個別に事情を説明し中止の御協力を頂きました。また、定期利用されている各団体、サークルの皆様に対しても事情説明を行い、町内のほかの施設へ振替を御案内し、建物は現在そちらで、活動を引き続き継続していただいているところでございます。

利用者の皆様には、多大な御不便とお手数をおかけしておりますが、事情をご賢察頂き、現在のところ御理解を賜り、多大なる御協力を頂いているものと認識しているところでございます。

今後の施設の在り方につきましては、現在、副町長を委員長として、全課長で構成する篠栗町公共施設検討プロジェクトチームを立ち上げております。このプロジェクトにおきまして、先ほど申し上げたD判定となった施設も含め、建て替え、統廃合、廃止あるいは長寿命化、大規模改修といった今後の方向性を総合的に検討しており、令和8年度中に一定の方向性が示されるよう協議を進めているところでございます。

今後、具体的な方針やスケジュールが固まりましたら、速やかに議会の皆様にも共有させていただきたいと考えておりますので、いましばらくお時間を頂きたく存じます。以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう時間もないので、もう質問はしません、ちょっと一言だけ申し上げます。かたくなに、町民体育館が危険だということを言ってますけれども、先ほど何度も言うように、根拠がないんです、あなた方が言ってるの。きちんと根拠を持って言ってください、危ないと言うんでしたら。これは答弁要りません、もう残り5分きりましたので。

あとは、先ほど申し上げたとおり、先ほど申し上げたとおり、_____
____、それはもう、後で精査してください、そこはきちんと謝罪して、そこはね正しい情報にね、配信してください。

そこだけは、申し上げて1問目を終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、では2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では2問目に移ります。

次は、「乙犬区集会施設建設に関する町と県の補助金の申出について」です。

今年3月22日の乙犬区総会において、河川と県道に挟まれた極めて狭いエリアに総二階建て公民館分館の建設に当たり、町から700万円の補助が決定され、また県

から2,000万円の補助金を申請中とのことでありました。

しかし、4月14日町長から議員に対し、「県からの補助金が採用されなかった。」との報告があり、以上を踏まえた上で質問を行います。

乙犬区の総会で当該施設は県に申請中とあり、町長からは4月14日県の補助は見送りになったとの報告がありました。乙犬区からの申請は、本年の3月22日以降でないと申請できないと思われますが、いつ申請されたのか。また、町から県への申請はいつなのか。そして、県からはいつその回答が届いたのか答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、乙犬区集会施設建設に関する町と県の補助金の申し出についての経過について、の質された御質問であったと思っております。本来、社会教育課長で説明させようと思いますが、時間の関係もありますので私のほうから答弁書を読ませていただきますと、乙犬区におかれましては令和7年3月23日の区総会において当該施設整備に関する承認を得たとの報告を受け、区と協議・調整を行いながら申請書類の作成支援を進め、令和7年10月7日付けで、制度上、町から県へ補助金申請書を提出しております。その後、令和8年3月27日付で県から町に対し不採択の通知があったところでございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 本来の形であれば、区の総会で区の総意として決まったものを、それを町に申請して、それを町から県に申請する、という形が正常な順番だと思うんですけども、今回は先に区が、区といいますか、もうこれ個人ですね、区で決まっていなものをまず町に申請する、で町が県に申請してるって。最後に、区の総会で決まるというですね、順番としてはおかしい順番になってるんですね。

これなぜね、町として、決まっていなものを、その申請をしてですよ、それを県にまた、それをそのまま申請流したのか。それはなぜですかと。

○議長（古屋 宏治） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（横内 綾子） お答えいたします。

今回の、補助金申請につきましては、令和8年度の建築要望が提出されていたことに加え、令和7年3月23日の区の総会において施設整備に関する承認を得られたとの報告を受け、事業実施に向けた準備を進めてきたところでございます。

補助金の申請に当たりましては、町の予算の確保及び区の承認が必要となりますけ

れども、実際の申請手続におきましては、それらが得られることを前提として進める場合もあり、予算の確定や正式な承認が申請後となるケースもあるところでございます。

そのため、町におきましても区と協議・調整を行いながら、申請書類の作成支援を進め、令和7年10月7日付けで県へ補助金申請を提出したものでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ただそれでもね、やっぱりおかしくなるんですね、今回もこの件に関しても情報開示して、町から県に出す申請書を情報開示して中身を見てみたんですけどね。そん中の1項目として、コミュニティセンター建設の決定に対する住民の総意が分かる資料となっているか、そこ丸チェックされてるんですね。

言ってみれば、総意をまず、乙犬区の総会で総意となっていないものを、もう既に丸というチェックをしてるんです、町はですね。それは全くの、丸じゃないじゃないすか、そこは、そうになってないわけですから、総意があったのは3月22日です。でも、これを町から県に出したのは、去年の10月ですか、去年なんですね。去年出してる段階で、総意と分かってないものを、町は総意ですと、間違いないです、チェックで丸をつけて、県に出すっていうのは、県に対して無礼じゃないですか。

じゃあ県に、言ってみれば事実と異なることを書いて、出してるわけです。さらに言うのであれば、もしですよ、県の申請がおりて、補助金2,000万ですか、2,000万おりましたと、その区の総会で採択されませんでしたと。言ったら、その県に恥をかかせることになりますからね、非常に無礼やと思いますよ、それは。

○議長（古屋 宏治） 横山議員。今説明されたのが、令和7年度の総会、今言ったのは令和8年度の総会、その差がちょっとありますので。

○議員（横山 和輝） それは、令和7年度の総会で決まったっていいですけど、決まってるんですよ、言ってみれば、それは決まったのは令和8年ですから。ということは、そこまで確認できてなかったってことですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○社会教育課長（横内 綾子） はい、今、繰り返しになると思うんですけども、

7年3月23日の区の総会において、建設する、に向けて進める、という承認を受けてありましたことの報告を受けたため、準備として進めてまいりました。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） そういうことですね、報告は受けたと。ただ実際は、そりゃそ

うじゃないんですね、そこは御理解してください。ということはですよ、今の話からいうと、乙犬区の区長がですよ、町を騙したことになるんですね。

これは、町の総会で決まってないんですから、あー町じゃない、区の総会で決まってないんですから。決まったのは、令和8年3月なんですね。

なんで、もうそれはそういうことでよろしいですか、やっぱ町としては、区長の言うことを信じたと、結果的に、_____を出したということになりますけれども、町としてはそれで信じたということですよ。そういうことでよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○社会教育課長（横内 綾子） 令和7年2月23日の総会資料と、承認を得たという報告を受けて、申請を進めてまいりました。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう時間ないんで、ちょっと早口で言いますけれども、総会資料に、これが決定したとかそういうねことは、何も書いてません。あくまでも、これ総会の資料だけを載せてますからね。それだけは言っておきます。事実として、決まってないんですその時は、それは事実なんですね、でも町はそれを信用したと、信用して県に出したということは、区の、乙犬区の区長がそういうふうに、_____じゃないですけども、事実と異なることを言って、それを信じたということですよ。

○議長（古屋 宏治） その判断は町では分かりませんから、はい。町としては、区長からの申請が正しいということで判断したということだと思いますけど。

はい、課長。

○社会教育課長（横内 綾子） 承認されたという報告を頂いてますので、それをもとに進めてまいりました。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 分かりました。つまり町としては、ちゃんと区の、区長からの、きちんとした説明があったと、事実とは違ったとしても、それがあったということですよ。はい、時間が、終わります。

○議長（古屋 宏治） はい、ここで10分間の休憩とりたいと思います。

11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（古屋 宏治） それでは再開いたします。

質問順位 2 番、太郎良瞳議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号 5 番、太郎良瞳でございます。

通告に従い、本日は、「学習障害への理解促進と早期支援について」お尋ねいたします。

学習障害（LD）は、知的発達に大きな遅れがないものの、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」など、特定の分野に困難を抱え、児童生徒の学習や学校生活に大きな影響を及ぼすことがあると言われています。

このうちディスレクシア（発達性読み書き障害）は、文字の読み書きに困難を抱える障害として知られていますが、話して理解する力や、自分の考えを口頭で伝える力には問題がない場合も多く、周囲から気づかれない特徴があると言われています。そのため、学校現場において見過ごされやすく、適切な支援につながりにくい課題も指摘されています。

一方で、読み書きの困難さから学習への苦手意識を抱き、学習意欲の低下や自信喪失につながることもあります。

さらに、「努力不足」や「やる気の問題」と受け取られることにより、本人が SOS を発したときには、すでに不登校や自己肯定感の低下など、二次的な問題につながっていくケースもあると言われています。

教育委員会での聞き取りでは、ディスレクシアは現時点では確認していないものの、保護者からの申請や保護者と教師との個人懇談、教師間での情報交換などを通して確認を進め、医者につないでいくとのことでした。

読み書きに困難を抱える児童が 1 クラスに 2、3 人いる程度との報告もあり、見えにくい特性でもあるからがゆえに、学校生活の中で困難を抱えながらも、支援につながっていない児童生徒がいる可能性もあるのではないかと考えます。

これらのことから、次のことをお尋ねいたします。

ディスレクシアを初めとする、見えにくい学習障害について、児童生徒が抱えている困難の実態や課題をどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま太郎良議員より「ディスレクシア等の実態についての認識」をお尋ねされました。これについてお答えしたいと思います。

現在、篠栗町においては、各学校が保護者からの相談や、教師間との個人懇談や、教育職員間での情報共有などを通して、ディスレクシアなどの見えにくい学習障害を含め、児童生徒の学習上の困難さの把握に努めております。その中で、学習上の困難さが見られる場合には、必要に応じて医療機関や専門機関につなぐ手だてを講じるなど、早期の支援につながるよう対応を行っております。

課題としては、ディスレクシアなどの見えにくい学習障害について、保護者や教職員の障害特性に関する理解や知識が十分でない面があること。また、外見からは分かりにくい実態把握が難しいことなどが挙げられると認識しております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） はい、今、学習面の障害に困難を抱えている状況とかを答弁してくださいましたが、困難を抱えている児童生徒が学校生活で、そういうことが及ぼすというようなことは、認識はありますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま答弁いたしましたように、このディスレクシア等のSLDと言われる限定的な学習障害に関しましては、議員言われますように、なかなかその場ですぐに見分けられるというものでもないし、かなりの、これについては、医療的なもの、それから調査と検査などを課さなければいけないということは認識しております。

したがって、最初の段階において子どもたちの実態をしっかり学習上の状況を見て、その中から「困難ではないかな」「子どもは困ってないか」というようなところを把握し、そしてそれについて、より専門的な検査に回す、行っていくと、そういう手だてで認識をして確認をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、どうぞ、2問目ですか。

はい、2問目どうぞ。

○議員（太郎良 瞳） 篠栗町では、多様な立場の人が学び合う「共育」が推進されています。

「共育」の理念のもと、学習障害のある児童生徒への合理的配慮や学習障害への理解促進について、教職員・児童生徒・保護者などそれぞれに対し、どのような取り組

みを行っているかお伺いします。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 取り組みについてお答えいたします。

「共育」の理念のもと、学習障害のある児童生徒への合理的配慮や理解促進については、教職員への研修や校内支援体制の充実を中心に取り組んでおります。

まず、4月には、篠栗町内の全小中学校において、始業式前に特別支援学級担任及び通級指導担当者を対象とした研修を実施しております。研修では、教育委員会の特別支援教育指導員が、本町の特別支援教育の方針や、児童生徒の実態把握の方法、具体的な支援や対応の在り方について説明を行っております。

また、5月には、各校の特別支援教育コーディネーターを対象に、コーディネーターとしての役割や校内での具体的な動きについて研修を実施しております。

さらに、各学校の校内支援委員会に、教育委員会の特別支援教育指導員及びスクールカウンセラーが参加し、児童生徒や保護者の実態把握、支援の方向性、具体的な対応などについて指導助言を行っているところでございます。

そのほか、学校との情報共有を行いながら、必要に応じて教職員への個別の指導助言や、保護者からの相談対応も実施しているところでございます。

困難を抱えているお子様を持つ保護者に対しては、本年度より、篠栗町の特別支援教育に関するリーフレットを配布し、特別支援教育への理解促進に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 学校において、いろいろな研修を行って、理解促進をしてあるということは分かりました。

それで、当事者から配慮を申し出やすい環境になっているかどうかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） まず、教職員がこれについての理解をしっかりと深めておくということが大事だと思っております。

子どもたちから相談があったときに、それをすぐに理解しやすくするということが、まずそこからということで、先ほど答弁をさせていただきました。

次に、個別相談につきましては、各学校において、本人といいますか、児童生徒と

の二者面談、2人での担任との面談、それから保護者との面談等も含めながら、子どもたちの実態の中で悩んでいることがあれば、それを早期に発見できるように努めているところでございます。

また、教育委員会からも、各学校の実態を教室等を見て回りながら、気になる、悩んでいるんじゃないかと思われる児童生徒を見かけましたら、こちらのほうから本人そして担任へ声をかけることによって、より早く子どもたちの不安、悩みを解消できる、対応できる、そういう体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 学校それぞれで研修して、内容に差がないように行っているということでしたけども、それは、こういう子にはこういう対応をしているとか、個人名は出さなくても、そういう交換会っていいですか、そういうのを時々行ってあるのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 先ほどの研修会の中で、特別支援担当者を集めた形の研修、これはもう町としても行っております。

また、各学校において先ほど言いました校内支援委員会、各学校の中で関係する職員が集まっての会議の中に、教育委員会からも指導員を派遣して、具体的にその実態に合わせた対応、指導方法はどういうものかということについてですね、指導をする場面もありますし、また、気づかないという職員もおりますので、全体の研修の中で、そういう形のもの、例えば具体的に言うと、板書を写しにくい場合のために、写真を撮ってそれを渡すか、または板書と同じ内容のものをプリントして渡すとか、時間的配慮、テストの時間でなかなか読み書きが時間かかるという子どもに対しては、別室で時間を取ってさせるとか、そういう具体的ないろんな対応方法について、子どもの実態に合わせた指導、そして助言をしているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） いろいろ配慮が行われていることは分かりました。

あと、児童生徒が、そういう理解、ほかの児童生徒ですね、啓発的な理解がないと、そういう配慮を行っている児童生徒に対して、何か「あの子だけ特別視」っていうようなことが起こらないとも限らないと思うので、そういうことについての配慮はどう

いうふうになさっておりますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） これこそがインクルーシブ教育だというふうに篠栗町では各学校、そして各教職員にしっかり指導している、指示しているところでございます。

すなわち、いろいろと支援が必要な子どもたちへの支援、自立活動その他作業活動、これはもう当然でございますが、篠栗町の特別支援教育のもう一つの大きな柱は、その周囲の子どもたちが、その支援を受けている子どもたちといかに共生社会に向けて合理的配慮ができる能力を持てるかと、ここが特別支援のもう一つの大きな柱だというふうに篠栗町では、各教職員に指示、そして研修を受けさせているところでございます。

すなわち、各学級、前面において、まずもって、担任が、教科担任を含めて、しっかり合理的配慮とはどういうものかということを知り、周囲の子どもたち、通常の子どもたちに見せること、これが必要であると。それがすなわち周囲の子どもたちにとっては、いろいろと配慮を要している子どもたちにすることが、配慮を要することは当然のことなんだと。担任の先生、教科担任がやっていることが、すなわち当然だということを知り、これを認識させて、特別な配慮をしていること自体は決しておかしいことではない。これから先、一緒に生活する共生社会に生きていくためには必要なことなんだということを知り、しっかり周囲の子どもたちも学ばせる。これが篠栗町の特別支援の二つ目の柱ということで、これこそインクルーシブ教育だというふうに先生方には、指示、指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、3項目お願いします。

○議員（太郎良 瞳） はい、二次的な問題につながらないように、見えにくい困難を早期に発見し、適切な支援につなげるための評価や把握の仕組みについて、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

自席でよろしいです。

○教育長（今長谷 寛） それでは、二次的な問題につながらないことについての答えをいたします。

見えにくい困難を早期に発見し、適切な支援につなげていくためには、児童生徒一人一人の実態を丁寧に把握し、科学的根拠に基づいた支援及びその評価を行うことが

重要であると考えております。

そのため、各学校においては、先ほども申し上げましたが、スクールカウンセラーや教育委員会の特別支援教育指導員を活用しながら、校内支援委員会の適切な運営に努めております。

また、校内支援委員会において、児童生徒の実情に応じた教育環境の調整や、関係機関との連携を含めた支援の方向性について協議することが、二次的な問題の未然防止につながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 担任の経験とか知識によって発見に差が生じないような仕組みづくりとかを考えてありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 各学校においては、学年という形での一つの集団の中で、学年主任を中心に、それぞれの学年の中で経験の豊富、長短を補うために、学年集団でしっかり子どもたちの把握をするようにというふうに指示をしております。

また、先ほど言いました特別支援コーディネーター、学校に配置しておりますので、各学校の特別支援コーディネーターが、それぞれの学級の状況を見て、早期に発見するということがありますし、また教育委員会からは、先ほど言いましたが、特別支援教育指導員やスクールカウンセラー等を配置し、子どもたちの実態を把握しながら、早期に発見するということに努めているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 早期に発見するためにスクリーニングとかアセスメントとか、そういうことは行っているのでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 先ほど一番最初に言いましたが、なかなかこの SLD に関しまして、正式に検査をするということになると多くの検査を進めなきゃいけません。

したがって、ある程度気になる子どもについて、支援委員会、各委員会で上がってきた子については、最初に知的課題等の問題がないかどうかという、ウィスク等の検査等で行ったりという形に進めてもらうんですけども、まずもって子どもたち

の実態把握、状況把握からして、その次に検査に移行するというふうな形で、この課題を持っている子どもたちへの対応を行っているところでございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 文科省でも今言っています「つくばモデル」というのを、皆御存じかと思えますけども、そういうことは考えてありますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 全体としてシステムをですね、しっかりと構築しないといけないということもありますので、学校教育課だけの構築では難しい部分もあります。これについて、こども育成課それから健康課とも相談しながらですね、篠栗町なりのスクリーニング等のシステムができるような方向性について、今後考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 学習障害というのは、本当に周りになかなか理解されにくい障害であるので、教職員や保護者が理解促進とともに、見えにくい学習障害を見逃さない体制づくりに取り組んでいただきたいと思います。思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 質問順位3番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂です。

今日は、「暑熱レジリエンスを踏まえた公共施設の機能強化と給水環境整備について」質問させていただきます。

近年、猛暑の常態化により熱中症リスクが高まる中、熱中症対策は個人の努力だけに委ねるのではなく、社会や都市全体としての暑さへの対応力を高める「暑熱レジリエンス」の視点が求められていると考えます。

特に、子どもや高齢者をはじめ、誰もが安心して移動、滞在できる環境づくりは、住民福祉の向上に加え、ウォークアブルなまちづくりや、関係人口の受入環境整備、防災機能の強化にもつながる重要な取り組みではないでしょうか。

昨年度、品川議員からも質問がありました、クーリングシェルターについては、認定にとどまらず、その施設で何ができるのか、何人程度収容できるのかといった機能の見える化や、給水環境の整備まで含めて、本当に活用される仕組みを考える必要が

あると感じています。

また、給水スポットの整備につきましても、これまで吉本議員から質問や提案がなされてきたところですが、町は単なる施設整備として捉えるのではなく、暑熱対策は命を守るインフラであると同時に、環境負荷の軽減、さらには町の回遊性の向上など、多面的に検討していくことが重要ではないかと考えます。

今後の公共施設の整備において、個別の事業を単体に捉えるのではなく、防災・福祉・環境・観光など、横断した重層的な視点が欠かせません。例えば、防災トイレトレーラーが災害時だけでなく、平常時にはイベント等でも活用されているように、点として存在する公共資源を線で結び、さらに面として地域全体の価値向上につなげていく発想が重要であると考えます。

給水スポットの整備についても同様に、既存施設の活用や、今後、施設のリニューアルに合わせて整備を進めることで、多面的な効果を生み出す取り組みになると考え、以下お尋ねいたします。

①クーリングシェルターの実効性について。また、公共施設における給水スポットの整備状況と、小学校やオアシスなどを含めた優先整備の考え方についてお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 崎山議員の御質問に答弁いたします。

今年も酷暑の季節が近づいてまいりました。町民の皆様一人ひとりが暑さ対策をしっかりとして、この時期を乗りきらなければなりません。

また、御質問の冒頭にもありましたように、私ども行政も社会として暑さへの対応力を高める、暑熱レジリエンスの視点をしっかりと定めることが必要な時期になっていると思っております。

質問の1番目、一方、町として整備についてクーリングシェルターの実効性と公共施設における給水スポットの整備状況、小学校やオアシスなど、優先整備の考え方につきましては、所管課であります健康課から答弁をいたしますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） それでは、崎山議員の一つ目の御質問にお答えいたします。

まず、クーリングシェルターの実効性についてでございますが、現在、本庁、篠栗町総合福祉センター（オアシス篠栗）、篠栗町総合センター（クリエイト篠栗）、篠

栗町立図書館、篠栗町総合運動公園（カブトの森公園）の5か所に加えまして、ホームプラザナフコ篠栗店、新生堂薬局篠栗店の2か所をクーリングシェルターとして指定しまして、熱中症特別警戒アラート発令時に開放しております。また、一部の施設では「涼みどころ」として、日常的に暑さをしのぐ場所として開放した運営を行っております。

次に、公共施設における給水スポットの整備についてですが、現在、給水スポットの整備はまだ行われておりませんが、各施設において飲料用自動販売機等が設置されており、水分補給ができる環境は確保している状態でございます。

続いて、小学校やオアシス篠栗などでの給水スポットの優先整備についてでございます。環境保護や熱中症リスクの低減と体調管理の観点から、冷水機能を備えた給水設備は有効であると考えております。一方で、使用頻度が一定以下の場合、水の停滞による衛生管理上の課題が生じる懸念もあり、設置にかかる費用に加え、安全性や衛生管理に係る維持管理費用の面からも検討が必要と考えております。

今後の設置につきましては、給水スポット設置自治体の現状把握を進め、総合的に勘案しながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 何年前とかいう正確な年数はちょっと今把握してないんですけど、昔はというと、ちょっとざっくりなんですけど、給水スポットというか、飲み水が飲めるところは町に各所、クリエイトだったり、オアシスに、あと中学校の体育館などございました。そのときには、もしかしたら、その衛生の基準というのが今よりもそこまで高くなかったから置いていたのかもしれないんですけど、やっぱり水を、もちろん自販機はある、お金を出したら買えるっていうのはもちろんいいと思うんですけど、やっぱり要所要所に町民の皆さんが集まる、特に福祉施設等には、ベーシックなそのインフラとして飲み水が飲めるっていうことは必要じゃないのかなと考えますが、今のところ自販機だったら…自販機があるっていう判断なんですけど、そこでその無料で水を提供できるっていう、その最低限のインフラとして、水を提供できるっていう考えについて、そのお金を出して水をペットボトルを買ってもらうのと、最低限のインフラとして水があるっていうのは、この違いについてちょっと御意見というか見解をお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○健康課長（堀 雅仁） 今議員から御指摘ありました、各施設で冷水機が過去においては、設置されていたということでございますが、故障、それと先ほど申し上げました衛生的な管理上の問題がありまして、今は稼働しているところはございません。

今、私どもとしましては、他市町の状態、今設置されているところ、把握しているところでは福岡市さんはもう特にそうですが、志免町さん等でも設置がされていると伺っております。そういった内容とですね、実情等も含めましてですね、今検討させていただいているところではございます。

それと設置するに当たりまして、当然その給水設備とかそういったところの状況とかも確認する必要がありますので、そういったところを総合的に考えながら、まず進めるかどうかということを考えさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、2項目お願いします。

○議員（崎山 佐穂） はい、この中でやっぱりお金、どういうふうに財源というところが考えないといけないとこですので、国の補助制度や企業版ふるさと納税、あと官公庁のほうからの補助金だったりっていう、そういった公共資源の整備のための財源、補助金というものの検討状況をお伺いします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀課長。

○健康課長（堀 雅仁） それでは、二つ目の質問についてお答えいたします。

まず、国の補助制度、企業版ふるさと納税、観光庁の「地域における受入環境整備促進事業補助金」を活用した給水設備の検討につきましては、先ほど答弁させていただきまして、現在、給水スポットの設置の可否に向けました検討をしている段階でありますことから、まだそういった部分の庁内検討には至っておりません。

しかしながら、活用できる補助金等に関しましては、引き続き、情報収集や導入自治体の聞き取り調査を行いながら、現状の把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、3項目お願いします。

○議員（崎山 佐穂） 最後の質問になります。

既存施設の活用を含めた給水スポットの整備が暑熱レジリエンスの向上に加え、ウォーカブルなまちづくり、関係人口の受け入れ、環境整備、それから環境への配慮、総合的に住民の福祉向上につながると考えますが、その包括的な意見というか、熱中症対策っていう一点にとらわれず、この町の包括的な見解をお聞かせください。

○議長（古屋 宏治） はい、堀課長。

○健康課長（堀 雅仁） それでは、3 番目の質問にお答えいたします。

まず、給水スポット整備による包括的なまちづくりについてお答えいたします。

給水スポットの整備は、熱中症リスクの低減と体調管理を実装する取り組みとしては有効であると認識しております。

高温下では、特に高齢者、障がいのある方、子どもなど、体調の変化に気づきにくい方や、支援が必要な方ほど、休息できる場及び水分補給ができる場が重要になってきます。こうした観点から、クーリングシェルターのさらなる拡大と、水分補給ができる場の周知啓発が必要と考えております。

現在もホームページにおいて、クーリングシェルター施設の情報を掲載しておりますが、より具体的で分かりやすい機能表示を追加するとともに、居心地よく歩きたくなるウォーカブルなまちづくりとして、地域の回遊性を持たせた歩行動線と水分補給が相互に機能するように、誰もが無理なく街を歩ける環境整備や、その周知を図るため、篠栗マップにクーリングシェルターや水分補給できる場を掲載し、町内外への普及啓発に努めてまいります。

また、県内のクーリングシェルター「涼みどころ」の情報を掲載している県のホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」の啓発も併せて行ってまいります。

以上のとおり、これら暑熱対策やウォーカブルな環境整備への取り組みや周知啓発は、地域の暮らしの質を高めるとともに、関係人口の受入れ環境の充実や防災機能の強化にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、今具体的なマップに導入されたり、あとそうやって施設と施設のウォーカブルな視点を取り込んでいくということに期待して、そして今後、施設のリニューアルなど、さまざま篠栗町の中であると思うので、課長の答弁に期待して、私の質問とさせていただきます。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 4 番、荒牧泰範議員。

○議員（荒牧 泰範） はい。議席番号 1 2 番荒牧でございます。

町長に 1 点お尋ねいたします。

町の危機管理体制を問うということで、4 月 1 4 日に行われた全員協議会において、町民体育館の耐震強度が老朽化により著しく低下しており、施設の閉鎖を行うことと

したとの説明を受けました。

そこで、我が町の危機管理体制に大きな疑問が生じました。

施設閉鎖の判断に至ったコンクリート強度のコア抜き検査を昨年12月22日に行い、検査報告を1月26日に受けており、その後4月5日に消防団入退団式が同施設で行われております。

説明では、震度6で倒壊の恐れがあるとのことでしたが、もしあの時に震度6以上の地震が来ていたら、町の最高執行責任者である町長はじめ、代理者の副町長以下執行部全員に、地域の災害対策責任者である区長全員と、災害時の頼みの綱である消防団全員がコンクリートの下敷きになっていたかもしれないと考えると背筋が凍る思いでございます。

町民一人一人の命の重さを考えると、検査報告を受けた時点で施設閉鎖を行うべきですし、消防団の式典を行うなどもってのほかと思います。基本的な危機管理体制が整っていないと思われますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、荒牧議員から、町の危機管理体制を問うということで、ご質問を頂きました。

議員ご指摘のとおり、町民の皆様の安全、さらには地域の災害対策の要である区長各位、そして災害時の頼みの綱である消防団員の命を守ることは、町の危機管理における最優先事項でございまして、重く受け止めております。

4月5日の消防団入退団式を、町民体育館で実施するに至った経緯と理由についてご説明を申し上げます。

まず、4月14日の全員協議会において、ご報告いたしましたコア抜き検査等は、令和7年度に実施いたしました公共施設等総合管理計画の策定に伴うものでございました。1月26日の報告により、コンクリートの推定強度が設計基準値を下回っている事実は把握したものの、これが直ちにどのような規模の地震で倒壊につながるかにつきましては、経年劣化の進行度合いを含め、コンサルタント業者による詳細な分析を交えながら検討を行っていたところでございました。

その中で、町民体育館の状況につきましては、震度6強の以上の大きな地震の発生により倒壊の恐れがあることは認識していたところでございますが、当該入退団式につきましては、当初は合併50周年記念体育館において実施する予定のところ、空調工事のために使用が困難となり、一時開催の可否も含めて慎重に検討を重ねたとこ

ろでございました。消防団入退団式は、新体制の始動を告げ、団員の士気高揚と地域の結束を図り、地域防災力の向上のためにも極めて重要な式典でございます。多数の団員や関係者を一堂に収容できる代替施設を、直前の限られた期間内で町内に確保することが極めて困難であったという背景もあり、式典の重要性を鑑みて、町民体育館において実施した次第でございます。

しかしながら、ただいまご指摘もありましたように、耐震性の低いというリスクが潜在している中で、執行部、区長、そして消防団の全員を集結させたこと自体は、ご指摘のとおり、万が一の事態に対する想定や危機管理体制の徹底が不足していたと言わざるを得ず、深く反省いたします。

このたびの件は、町の危機管理のあり方として重大な教訓として猛省すべき点であると受け止めております。

今後は、このようなケースにおきましても、安全性を最優先とした適切な意思決定に努め、危機管理体制のさらなる強化を図ってまいりたいと存じます。

どうもありがとうございました。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 次に、質問順位 5 番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。

今回の質問は、町民の方から「自分が居なくなった後、障がいのある子どもを残していくことが心配だ。」というお話を伺ったことがきっかけです。

その後、基幹相談支援センターの必要性について御意見を頂き、発達障害のお子さんを持つ保護者の方や就労支援事業者の方からもお話を伺いました。療育支援に感謝する声がある一方で、認定につながらず子育てに悩んでいる方、外見では分からないので理解してもらえず、つらい思いをしている子どもたちがいること、また十分な療育体制がない中で、生きづらさを抱えながら成長された方がおられることも伺いました。また、支援体制があっても、つながらなくては意味がないという御意見もありました。そこで、今回は「支援につながりにくい方への対応」という視点からお伺いたします。

現在、基幹相談支援センターは広域での整備に向けた取り組みが進められており、専門性の確保や関係機関との連携強化に期待をしています。一方で、どこへ相談してよいか分からない、相談そのものをためらう方など支援につながりにくい方がおられます。また、精神的な不調や精神疾患は誰もが当事者や家族になり得る身近な課題で

す。

だからこそ、基幹相談支援センターには単なる相談窓口ではなく、必要な人にどうつなげるか、孤立をどう防ぐか、という視点が重要ではないかと考えます。

例えば、受診後や退院後に「次に、どこへ相談すればいいのか分からない。」という不安を抱える人もいます。医療機関から必要な支援へ自然につながる体制は、本人や家族の安心につながるのではないのでしょうか。

また、障がいや精神的な不調への不安や誤解から相談をためらうケースもあると感じています。だからこそ、必要な支援へつながる安心や、1人で抱え込まなくてもよい地域づくりという視点も重要ではないかと考えます。

そこで、2点伺います。

1点目、町として医療機関や関係機関との連携、受診拒否・支援拒否への対応、制度の狭間にいる方や、支援につながりにくい方への課題をどのように認識しているか伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまの吉本議員の「支援につながりにくい方への対応」につきまして、まず私のほうからお答えいたします。御質問の冒頭に、冒頭部分でのお話に、基幹相談支援センターという言葉が出てまいりました。

皆様方の中には、まだ耳慣れないセンターの話ではないかと思いますので、若干御説明をいたします。基幹相談支援センターは、障がいのある方や関わる人のための総合的、専門的な相談、地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待などの業務に関して、地域における中核的な役割を担う機関とされております。

令和4年の障害者総合支援法の改正によりまして、令和6年4月からは市町村における設置が努力義務となっておりまして、本町といたしましても、障がいのある方や、そのご家族が住み慣れた地域で、安心して生活を続けていくための重要な役割を担うものだと考えて、現在、糟屋中南部自立支援協議会におきまして、広域設置に向けて協議が進んでいるところでございます。

今後は、その報告をたたき台に、7月の糟屋郡町長会以降、議論を深めまして、令和10年度に広域設置をできるよう、それに向けた意見を調整してまいりたいと考えているところでございます。

御質問の項目につきましては、福祉課長から答弁をいたしますのでよろしくお願

します。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

それでは、1点目の「町として医療機関や関係機関との連携、受診拒否・支援拒否への対応、制度の狭間にいる方や支援につなぐにくい方への課題をどのように認識しているのか」についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、どこへ相談してよいか分からない方、相談そのものをためらう方、受診拒否や支援拒否があるケース、家族のみで抱え込み、疲弊しているケース、制度の狭間にあるケースなど、支援を必要としていても、なかなか相談や支援につなぐにくい方がいらっしゃることは、町としても大きな課題であると認識しております。

特に、近年増加傾向にあります、精神的な不調や精神疾患に関する相談につきましては、本人や家族が不安を抱えやすく、支援につなぐまでに時間を要することから、医療機関、自立相談支援事業所、福祉事務所などとの連携が必要であることから、適宜対応を行っているところであります。

また、受診拒否や支援拒否がある場合につきましては、本人の状況や思いをできる限り丁寧に受け止めながら、関係機関が連携し、ご本人の状況や思いに寄り添いながら、一人ひとりに応じた対応を行い継続的に見守っているところでございます。

制度の狭間にいらっしゃる方、支援のつながりにくい方につきましては、まずその方を早期に把握することが難しいという課題がございます。これに対し、本町といたしましては、福祉課内の生活保護、介護保険、地域包括支援センターといった各部門の横のつながりを強化して対応しており、あわせて庁内の他部署からの情報集約はもちろん、日々現場に携わる介護・障害福祉サービス事業者との連携も進めているところでございます。さらに、地域の要である自治会、民生委員・児童委員の皆様やご近所の方々による情報提供を小さな変化や地域からの声として見逃さないよう引き続き、聞き取りを行ってまいります。こうして、対象者を把握した上で、必要に応じて、こども育成課や健康課などとも連携し、行政側から出向くアウトリーチ型の対応を引き続き行う所存でございます。以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 2点目に移ります。

受診後や退院後に不安を抱える方、家族だけで抱え込み、疲弊しているケースなど、孤立につながる課題もあると感じています。

誰もが当事者や家族になり得るという視点に立ち、悩みを打ち明けても否定されず、安心して相談できる地域づくりや、障がいの有無や年齢にかかわらず、一人一人の特性や困り事を理解し、支え合う地域理解の推進について、どのように取り組んでいくお考えか、町の見解を伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり、医療機関から在宅へと生活の場が移るタイミングや介護・看護が長期化するプロセスにおいて、ご本人やご家族が不安を抱え、孤立してしまうケースは重要な課題であると認識しております。

障がいは誰にとっても起こりうる身近な問題であり、全ての人が当事者になり得るものでございます。そのため、誰もが住みなれた地域で安心して相談できる地域づくりや、地域理解の促進には社会的に孤立する方を出さないために極めて重要なことであると認識しております。

町としましては、安心して相談できる地域づくりに関し、切れ目のない相談支援体制の強化を推進しております。

例として、発達障害におきましては、特に乳幼児健診において早期に適切な支援につなげる必要があることから、妊娠期から高齢期まで関連する担当課が各ライフステージにおきまして、切れ目なく支援をする体制をとっておりますが、今後は基幹相談支援センターの設置も含めまして、障がいの早期発見から支援接続までを切れ目なく支援できるよう、より一層の体制強化に向けた検討を進めてまいります。

次に、地域理解の促進につきましては、誰もが当事者になり得るという意識を町民全体で共有し、孤立を生まない風土づくりを目指し、各種広報やイベントなどの啓発活動を通じ、障がいについての町民の理解や認識を深める努力を継続してまいります。

本町といたしましては、障害者総合支援法の趣旨も踏まえ、支援を必要とする方やそのご家族が孤立することのないよう、行政だけでなく、地域や関係機関との皆様とも力を合わせながら、誰もが安心して相談でき、支えあえる、まちづくりに引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 町長にお伺いします。

支援につながりにくい方をなくすことが協働社会の実現につながると考えます。基

幹相談支援センターの設置が進む中で、この町の地域をどのようにしていきたいとお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） まずは、基幹相談支援センターにつきまして、町長会で協議をしていきまして、相談支援センターの建設をこれは6町でやろうということで進めることになろうかと思っております。

そうした中で、私ども、そのセンターをうまく使いながら、町内の各施設におきましても、いろんな対応をしてまいりたいと考えております。

まずは、7月の町長会で、そういうふうな視点があるということで、9年度にいわゆる動きをして、10年度からスタートするという、予算を伴うことでもありますので、そういう流れで6町で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（古屋 宏治） ありますか再質問。

はい、吉本議員

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（古屋 宏治） 終わります、はい、じゃ2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 2問目に移ります。

子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しており、特に乳幼児期の保護者の孤立や不安への支援はますます重要になっています。

そのためには、制度をつくるだけではなく必要なときに利用しやすいこと、また親子が安心してつながれることってというのが大切で、妊娠期から子育て家庭をきれ目なく支える「こども家庭センターの機能の充実」が重要ではないかと考えています。

今回は、ファミリーサポート事業と、ブックスタート事業についてお伺いします。

ファミリーサポート事業について、篠栗久山ファミリーサポートセンターは、社会福祉協議会が事業を担い、地域の支え合いによる子育て支援として取り組まれています。

一方で、利用するには事前講習が必要であり、初産の方などは初めてのお子さんなので、実際に子育てが始まってから、支援の必要性を感じる人が多いのが現状です。

明日、少し預けたいと思っても講習を受けていないために、利用できないというケースがあります。

これまでも、品川議員より、オンライン受講の提案もなされていますが、妊娠期や乳幼児健診など保護者が集まる機会を利用し受講してもらうということが必要ではな

いかと思うのですが、町の見解を伺います。

○議長（古屋 宏治） 教育長お願いします。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、ファミリーサポート事業について御質問頂きました。これに関しましては利用者から好評を得ている部分と、課題を感じているところもございます。

そこで、この事業につきましては、こども育成課が所管しておりますので、こども育成課長から答弁させていただきます。

○議長（古屋 宏治） はい、葉山こども育成課長。

○こども育成課長（葉山 芳樹） こども育成課でございます、それではお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業の目的について少し御説明をさせていただきます。

この事業は、育児の援助を受けたい方「おねがい会員」とですね、育児の援助を行いたい方「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行うことで、子育て世帯を支援し、安心して子育てができる環境整備を図り、児童福祉の向上を推進することを目的としております。

篠栗町社会福祉協議会に事業を委託して実施しているところでございます。

この事業を利用するには、おねがい会員も、まかせて会員も、会員登録をしていたくために、社会福祉協議会が実施する事前講習を受講していただくことが必要となっております。

この事前講習の内容につきましては、子育てに関する講習はもちろん、救急救命や事故防止に関する講習など、お子さんを預かる際の方が一に備えた内容となっております。これらの事前講習を受講することを会員登録の条件としております。さらには、5年に1回のフォローアップ講習を実施し、知識のアップデートも図っているところです。

議員御指摘のように、実際に子育てが始まってから、支援の必要性を感じ、用事があるから少し預けたいと思っても、講習未受講のために利用できないケースもあるかと思えます。のちのち利用する、しないに関わらず、出産後の備えとして、妊娠期の早い段階で事前に受講していただくことが望ましいと考えております。

この事業の周知方法としましては、篠栗町と篠栗町社会福祉協議会のホームページに、事業の内容を掲載するとともに、健康課における母子手帳発行時や乳幼児健診時などで周知を図っているところでございますが、今後、さらに事業の利便性や必要性について周知を図っていきたいと考えております。

また、会員登録の必須要件となる講習につきましても、講習日程を増やすことや、オンラインでの講習について事業を委託しております社会福祉協議会と検討を進めてまいります。

以上、申し上げましたことも含め、今後のこども家庭センターの担うべき業務内容や人員配置などについて、4月より発足しました、リデザイン室と協議検討を重ね、機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） はい、ありがとうございます。

2点目に移ります。

○議長（古屋 宏治） 2項目はい、どうぞ。

○議員（吉本 文枝） ブックスタート事業について、現在10か月健診を受けた後に、オアシスの会場から移動して、図書館に行かれて、絵本を受け取る流れとなっています。

久山町には、子どもの豊かな心を町全体で育てていくことを目指し、乳幼児期からライフステージに応じて、絵本や読み聞かせに触れる機会を提供する取り組み「ひさやまブックツリー事業」があります。

ブックスタートは4か月健診時に、地域ボランティアによる読み聞かせや乳幼児向けの絵本の紹介など、自宅での読み聞かせについて、保護者の方への言葉かけが行われると聞いています。その所要時間は1組に対して5分程度です。

篠栗町においても、支援を切れ目なくつなげていくため、子ども家庭センターの機能の充実という観点からも、健診時を活用した読み聞かせ体験や、親子への声かけなど地域と連携した取り組みを検討できないでしょうか、町の見解を伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ブックスタート事業については、私のほうから答えさせていただきます。本町では、10か月健診のお知らせの際に案内をしております。図書館で絵本を受け取っていただくブックスタート事業を実施しており、親子が絵本に親しむきっかけづくりや、家庭における読み聞かせの推進に努めております。

議員ご提案の、健診時を活用した読み聞かせ体験や、保護者への声かけにつきましては、親子のふれあいの促進や、安心して子育てができる環境づくりにつながる取り組みであると考えております。

現在のブックスタート事業につきましても、10か月健診の機会を活用して実施し

ておりますが、今後につきましては、関係部署や地域ボランティアなども連携し、その実施方法について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） ブックスタート自体は単に、絵本を配布する事業ではなく、親子の関わりや保護者の孤立予防、また地域とのつながりを持っていく大切な機会であると考えています。現在は、その健診と図書館の事業として、また別々に実施しております、これをこども家庭センターの充実という観点から、関係課が連携して、親子支援につなげていく、子どもと保護者を真ん中に据えて連携していくという考えで受け止めてよろしいでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま議員の御指摘のとおりだと思っております。

この事業につきましては、社会教育課そして健康課が、それぞれ行っている事業を組合せてということでございます。

健康課のほうに確認しましたところ、健康課でも、このまず健診時においては、なかなか子どもの負担、そして保護者の負担という、時間的にかなりの健診時間が重なるということで、同日すぐできるかどうかというのは、かなり難しい問題もあるんじゃないかというお答えを頂いておりますので、その辺も配慮しながら、別日に健康課は健康課として、この読み聞かせに関して、保護者の読み聞かせについての体験研修…体験の場、これを年間に3回から4回設けるというふうな話をしてますし、社会教育課においても今各月に3回程度、英語とそれから絵本の読み聞かせの実施をしております。それ以外にも年2回、大きく講座を開いてるわけですが、今説明しましたように各課がそれぞれ考えて今やってますけれども、子どもをそして家庭を中心に据えたときに、それぞれが行っていることを統合し整理し、さらにそのことがそれぞれが負担にならない。そして、機会をやはりとらえやすい、そういう形にやっぱり進めていくためには、こども家庭センターが社会教育課そして、健康課、学校教育課そして、こども育成課で、先ほどあった福祉課、このあたりの業務が整理されて、一つの家庭センターとして成立することが重要であろうというふうに思っております。

リデザイン室において、その辺りを今検討しているということでございますので、ぜひその辺りのところで今後進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 健診時に絵本の読み聞かせの体験ということに関して、健診が終わった後に、その流れでもう、終わったその場で読み聞かせ、読み聞かせの体験を久山町ではもうされてる、なのでお子さんの負担というのはそんなにかからないと思いますので、それも含めて検討していただければと思います。

終わります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後０時１６分

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月11日(追加議案)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財産活用課長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	まちづくり課長	姫 野 季 代 子
税 務 課 長	山 口 恵 美	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	進 藤 功 次	健 康 課 長	堀 雅 仁
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産業観光課長	水 江 靖 浩
都市整備課長	松 尾 篤 史	上下水道課長	花 田 篤
学校教育課長	吉 村 秀 昭	こども育成課長	葉 山 芳 樹
社会教育課長	横 内 綾 子		

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前 10 時 26 分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

開会時間が遅れましたこと、申し訳ございませんでした。

それでは、本日は全員出席で開議は成立いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

これより、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第 1、議案の上程をいたします。

本日、町長から追加議案として議案第 52 号が提出されております。

それでは、議案第 52 号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、予備日にもかかわらず、議会審議のお時間を頂きましたことに感謝申し上げます。

本日提案いたします、追加議案 1 議案につきまして説明をいたします。

議案第 52 号は「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」であります。本議案は、5 月 26 日に公表いたしました、職員の懲戒処分に関して、町長及び副町長の給料の月額を減額する特例を設けることについて、必要な事項を定めるため本条例を制定するものであります。

減額の内容は、令和 8 年 7 月 1 日から、同年 7 月 31 日までの間における給料月額を篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表に規定する額から当該額の 10 分の 1 に相当する額を減じて得た額とするものであります。

以上が、本定例会に追加提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第 2、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本日上程された、議案第５２号は議案付託表のとおり本で行われる総務建設常任委員会に追加付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

以上、で本日の日程は全て終了いたしました。

これより、引き続き総務建設常任委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室のほうへお集まりください。

散会 午前１０時２９分

令和8年第2回(6月)

篠 栗 町 議 会 定 例 会

6月12日(採決)

令和8年 第2回 定例会 会議録

日時 令和8年6月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	田 村 明 広
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	有 隅 哲 哉
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
税 務 課 長	山 口 恵 美	ま ち づ く り 課 長	姫 野 季 代 子
住 民 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	健 康 課 長	堀 雅 仁
都 市 整 備 課 長	松 尾 篤 史	産 業 観 光 課 長	水 江 靖 浩
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	こ だ も 育 成 課 長	葉 山 芳 樹

出席した議会事務局職員

局 長	藤 幸 三	参 事	伴 秀 代
係 長	齊 藤 裕 子	主 査	黒 瀬 友 宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めてまいります。

日程第1、議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」
〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町組織リデザイン室設置条例を専決処分したため、同条第3項の規定により、議会の承認を求められたものです。本条例は、町長直轄の組織リデザイン室を設置し、組織再編や業務の見直し、自治体DXの推進などを進めるためのものです。

委員会では、条例の内容に加え、町長直轄組織とした理由、また本来議会の議決を経るべき条例制定を、専決処分としたことの妥当性について重点的に審査を行いました。執行部からは、令和8年度中の組織改編に向けて、令和8年4月1日からリデザイン室を発足させる必要があったこと、また「町長直轄の組織を設置するためには条例制定が必要であることを認識したが、3月下旬の手続の中であったため、専決処分に至った」との説明がありました。

これに対し、「専決処分は例外的な制度であり、議会を招集することができなかったと言えるのか」また「議会の議決を経る機会を確保できなかったのか」などについて質疑が行われました。

なお、6月8日の委員会では、条例の必要性及び専決処分の手続に関する議論が中心となり、委員から、「本件は条例制定の承認ではなく、リデザイン室設置の報告とすべきではないか」などの意見も出されたことから、審査を一旦中断し、改めて6月11日に委員会を開催し、審査を行いました。

6月11日の委員会では、専決処分の要件である議会を招集する時間的余裕がなか

ったのか、という点についても質疑が行われました。

これに対し、執行部からは、令和９年度からの新たな組織体制の開始を見据え、令和８年４月１日から町長直轄の組織リデザイン室を発足させるため、準備を進めていたところ、３月２８日に決裁手続を行う過程で、地方自治法第１５８条第１項の規定により、既存の課に属さない町長直轄の室を設置するためには条例制定が必要であることを認識したこと、また、本条例が内部組織の設置に関するものであり１年間の期限付であったことから、専決処分を行ったとの説明がありました。

また、町長からは今回の条例制定に係る手続について、議会への説明や情報共有が十分ではなかったとの認識が示され、今後は組織改編の検討状況について、議会へ適切に報告しながら進めていく旨の説明がありました。

討論では、反対討論がありましたので報告いたします。

「条例の内容については異論はないが、本来議会の議決を経るべき事項であり、今回の専決処分については認めることができない」との反対討論がありました。

審査の上、採決の結果、賛成２人、反対２人で、可否同数となったため、篠栗町議会委員会条例第１３条第１項の規定により、委員長が採決を行い、本議案は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

はい、横山議員、反対討論からですか。

はい、反対討論どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号６番、横山でございます。

議案第２５号「専決処分の承認を求めることについて」反対いたします。

それでは、反対理由を申し上げます。

本案は、町長直轄組織リデザイン室を令和８年４月１日から始動するために、条例を制定する必要性が生じ、専決処分をしたことに対し、議会の承認を求めるものです。しかし、新規条例は原則として専決処分することができません。条例の制定は、議会の本来の権限であるため、安易に町長が専決することができず、原則として議会の議決が必要です。例外として、地方自治法１７９条緊急を要する場合と、地方自治法１

80条輕易な事項をあらかじめ指定している場合がございます。

執行部の説明では179条の緊急を要する場合、議会を招集する時間的余裕がないほど緊急であり、かつ、議会の議決を得ることが困難な場合に該当するとして、専決処分を行ったと説明されましたが、実際には議会を招集しようとすらしていないことから、これは執行部の一方的な判断であり、合理性に欠けていると言わざるを得ません。

以上の理由により、地方自治法179条には該当せず、法令違反となる可能性がある以上、この議案には反対いたします。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論ありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番荒牧でございます。

反対討論いたします。

失礼しました。

まず、最初に誤解のないように、この条例案で出されておりますリデザイン室、このことに関しましては、常々財政課長とかとも、よく話してるんですが、「町はスリム化して財政の改革をしないと、将来財政再建団体に陥ることもあるよね」っていう心配をいつもしております。ですから、このこと自体については、私は100%100%賛成でございます。

ただ、そこに至る過程、先ほど横山議員もおっしゃいましたが、専決処分にしたことが、果たして可とされるのかという意味で反対討論させていただきます。

先ほど、横山議員の感覚では、条例・予算の決定は、議会の専決事項だということに、お話がありましたが、私は地方自治法上、条例及び予算を専決することは、これ違法行為ではないと思っております。ただし、それから先は執行部と私ども議会の信頼関係でございまして、その意味からしますと、この専決処分をしようとしたのが、いつの時点なのか分かりませんが、3月議会は3月12日まで開催されております。

そのうち、4月1日に施行したいというのであれば、日にちは十分にあったと思いますし、その途中で158条に抵触するんで、議決が要るんで急いで出したということでございますが、元来158条に抵触するっていうの失念していること自体が、もう執行部のミスでございますし、その都合を置いて、しゃにむに4月1日から施行したいという、それはもう執行部のわがまま以外の何もんでもなく、このような状態で出された専決案を右から左に、はいどうぞ、という議会だったら…議会である必要はないと思います。12人全員辞表を出して、新たな12人で、町のために働いて

頂ければよろしいかと思っております。そのような意味から、先ほどおっしゃった、町長が持つ権限、地方自治法第178条ですか議会の解散権、これに匹敵するぐらい、専決処分というのは最終段階のものでございます。議会を招集することができない、議会が機能しないときに、専決する。そして、災害等でどうしても急ぐ、そんなときに使うのがこの専決でございまして、今回の事案は全く専決事項に当たらないと思います。その観点から、強く強く、専決事項に対して反対を申し上げて討論を終わります。

○議長（古屋 宏治） 次に、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成7、反対4でございます。

賛成多数と認め、よって、議案第25号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第26号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第26号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されるに伴い、篠栗町税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第17

9条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。改正の主な内容は、まず、軽自動車税の改正についてです。軽自動車（環境性能割）の廃止に関する規定整備で、環境性能割は自動車取得税にかわり、令和元年に創設された税で、自動車の燃費性能に応じて取得時に課税することで、環境負荷の小さい自動車の普及促進を目的としたもので、自動車関係税制の簡素化、米国の関税措置による自動車産業への影響など、購入時の税負担軽減を図る観点から、令和8年3月31日をもって廃止されること。また、環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税の車両の種別ごとに課税している種別割の名称を軽自動車税に改めているとのことです。

なお、本町においては環境性能割の廃止による影響で、令和8年度に約350万円の減収が見込まれますが、この減収分は国の責任において手当てすることとされております。

次に、個人住民税については物価上昇等への対応として、給与所得控除の見直しが行われます。

給与所得控除の最低保障額が現行の65万円から69万円に引上げられること、さらに令和9年度及び令和10年度については、時限的に74万円まで引上げられる措置が講じられ、この影響により、本町全体では令和9年度10年度、それぞれ約700万円、令和11年度以降で300万円程度の減収が見込まれます。

そのほかの改正として、ひとり親控除の控除額が現行の30万から33万円へと引上げられること、ふるさと納税に係る特例控除について、控除額に193万円の上限が設けられるとのことで、これらの改正は令和10年度の個人住民税からの適用とのこと。

なお、どちらも限定的な控除であることから、町税の税収への影響は少ないものと見込んでいるとのことです。

次に、固定資産税です。

まず、免税点の見直しで、これは固定資産の課税標準額が合算して、一定額に満たない場合には課税しないとする基準で、少額資産に係る課税事務の効率化の観点から設けられているもので、家屋については30万円、償却資産については180万円にそれぞれ引上げられ、令和9年度課税分からの適用です。税収への影響は少額資産に該当する一部の納税義務者が対象となるため、全体から見れば限定的な範囲にとどまると考えているとのことです。

次に、新築住宅に係る軽減措置についてです。

これまでの床面積要件の見直しで、適用期限を令和１３年３月３１日まで、５年延長される一方で、令和１１年４月１日以降、一定の災害危機区域内に新築される住宅については本軽減措置の対象外とする立地要件の見直しも行われるとのことです。

当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認め、よって議案第２６号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第３、議案第２７号「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第２７号「専決処分の承認を求めることについて（専決第６号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕」、本議案は、地方税法等の

一部を改正する法律等が、令和８年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されることに伴い、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものです。改正の主な理由は、賦課限度額の引上げで、国民健康保険税の医療保険分を現行の６６万円から１万円引上げで６７万円とし、８年度に設定された子ども・子育て支援金分の限度額を３万円とするものです。総額は１０９万円から４万円引上げ、１１３万円となります。

次に、国民健康保険被保険者均等割額及び世帯別平均割額を軽減する、所得判定基準に関して、被保険者数に乗ずる金額が５割軽減の基準については、現行の３０万５,０００円から５,０００円引上げ、３１万円とし、２割軽減の基準については現行の５６万円から１万円引上げ５７万円とするものです。ただし、この軽減判定による減額分は、基盤安定繰入金として、国２分の１、県４分の１、町４分の１の繰入れとして補填されるため、特別会計における財政影響はないとのことです。

なお、この条例は令和８年４月１日施行されます。

質疑がありましたので報告します。

「限度額の引上げで対象となるのは何名ぐらいか」との質問があり、「令和８年度は課税前で分からないが、令和７年度で見るとおおよそ２０世帯が該当するのではないか」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 27 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 4、議案第 41 号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 41 号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、本議案は、合併 50 周年記念体育館、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館に空調設備を設置し、稼働を開始することに伴い、使用料の額を改定するため、議会の議決を求められたものです。

執行部からの説明では、今回の使用料改定については、空調使用時のみを対象とするものではなく、空調設備の導入により、施設全体の利便性及び快適性が向上することを踏まえ、年間を通した施設使用料として見直しを行うものです。

使用料の算定については、空調設備の維持管理に係る電気代やガス代等のランニングコストを基本とし、利用者負担が過度にならないよう、おおむね下限に近い金額を採用し、料金設定については近隣自治体の使用料水準も参考に均衡を考慮したとのことです。

今後のスケジュールについては、本会議での承認後、周知期間を設け、合併 50 周年記念体育館については、本年 9 月から、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館については令和 9 年度から、新料金を適用する予定としているとのこと。

また、勢門小学校体育館及び北勢門小学校体育館の空調設備工事は、部品の納入の遅延により、当初の予定より遅れ令和 9 年 3 月の完成予定とのことでした。

質疑がありましたので御報告いたします。

「3 月議会で利用団体の事前説明において特に反対はなかった、という報告を受けていたと思うが、その後もそのようなことはないか」との質問があり、「4 月以降も電話や窓口において、反対の意見はなかった」との回答でした。

また、「町外の利用者は年間で何人か」との質問があり、「５０周年記念体育館の申請書ベースにおいての人数では、１年間で６万６,２９４人の利用があり、そのうちの約１万人が町外の利用者である」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました、討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認め、よって議案第４１号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第５、議案第４２号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第４２号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の制定について」、本議案は、昭和天皇の崩

御に伴い、昭和64年1月7日前における職員の懲戒処分の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例であることから、その目的を終えたものとして、本条例を廃止することについて、議会の議決を求められたものです。

執行部の説明では、この条例は、昭和天皇の崩御に伴い、昭和64年1月7日前における職員の懲戒処分の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項を定めたもので、内容は昭和64年1月7日前の行為について、平成元年2月24日前に減給または戒告の懲戒処分を受けた者に対し、将来に向かってその懲戒を免除するものであり、その目的を終えており、将来においても適用することはないと認められるため廃止することです。

この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので、説明をいたします。

「昭和天皇が崩御され、上皇陛下の御退位を経て、現在は令和の時代になっているにもかかわらず、なぜそれ以前の状況を前提とした要件を含む条例が存続していたのか」との質問があり、「本来であれば、目的を終えたときに廃止すべきだったが、これまで残っていたのが現状で、監査委員からの指摘もあったため、今回廃止する議案として上程した」との回答でありました。

実際に、「免除をする場合、全て免除なのか、免除についての程度はあるのか」の質問に対しては、「減給または戒告の懲戒処分を受けた者に対して懲戒を免除する形になっている」また、「昭和64年1月7日以前の行為についてである」との回答がありました。

また、今後このような条例を制定する必要がある場合の町の方針についての質問がありました。

この質問に対しましては、「国の法律が制定されたことに伴い、市町村においても関係条例を制定する必要がある」との回答でした。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認め、よって議案第 42 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 43 号「財産の取得について〔動産の買い入れ（小中学校給食室備品の更新）〕」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、吉本委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（吉本 文枝） 報告いたします。

議案第 43 号「財産の取得について」、本議案は、小中学校の給食室において使用する給食備品の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。取得の目的は、小中学校給食室備品の更新を行うため、取得する財産は篠栗小学校では（消毒保管機 1 台・フライパン兼用鍋 1 台・電気回転釜 1 台・自動炊飯器 1 台・業務用オーブン 1 台）、勢門小学校では（自動炊飯器 2 台・真空冷却機 1 台・包丁まな板殺菌庫 1 台）、篠栗中学校では（自動炊飯器 1 台）、契約金額は 1,859 万円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は株式会社中西製作所 九州支店 支店長 小谷 雅人。

執行部の説明では、経年劣化している給食備品を更新するために行うとのことです。

質疑、討論は、ありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長(古屋 宏治) 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長(古屋 宏治) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 44 号「財産の取得について〔動産の買い入れ(消防団支援車 2 の購入)〕」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長(品川 静) 報告いたします。

議案第 44 号「財産の取得について〔動産の買い入れ(消防団支援車 2 の購入)〕」。本議案は、消防団の消防活動において使用する当該財産の購入に関し、仮契約を締結したため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求められたものです。

取得の目的は、消防団支援車 2 の購入、取得する財産は消防団支援車 2 1 台、契約金額は 1,504 万 1,700 円、契約方法は一般競争入札、契約の相手方は福岡県福岡市中央区平尾 3 丁目 17 番 16 号 株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田 守雄 であります。

執行部の説明では、購入から 22 年が経過した、本部班の消防団支援車 2 について

は、老朽化し耐用年数が20年を経過していることから、更新を行うもので、更新に当たってはトイレトレーラーを牽引する機能を備えた車両として、また、山間地域で対処できるように4輪駆動方式としており、乗車定員は6名とのことです。

また特徴として、後部ボディーをカットすることにより、従来のバンタイプの車両の良さを残しながら、デッキバン形状とすることで、濡れた物などを多く積載することが可能となり、また、燃料等危険物においても、乗車スペースと積載スペースを切り分けて使うことができるため、ガソリンのにおい等の影響を受けず、長時間の移動時も快適に車内で過ごすことができる仕様となっているとのことです。

なお、財産の措置として、緊急防災・減災事業債を活用するもので、交付税措置が70%とのことです。

当委員会の中で質疑がありましたので説明いたします。

車両について、「これまで積載車を購入するときも、今回購入するバンタイプにすれば利点があったのでは」の質問があり、「今後はそういったことも検討していきたい」との回答で、また、「消防支援車2の購入より、積載車の購入で、これまで配備しているバンタイプの車両を支援車にしたほうがよいのでは」との質問に対して、「今回はトイレトレーラーを牽引できる車両を、という形でこの形の車両を購入している」との回答がありました。

また、「積載車の中で4輪駆動方式の車両はないのか」との質問に対し、「積載車については山間部の4輪駆動の車両はバンタイプである」とのことでした。

「4輪駆動方式の積載車でトイレトレーラーを牽引することはできないのか」との質問に対し、「今配備している積載車でトイレトレーラーを牽引することができるかは確認が必要だが、今後は各班に積載車を配備する場合はこういった対応ができるよう検討したい」とのことでした。

質疑終了後の討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 45 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第 8 議案第 45 号及び日程第 9 議案第 46 号の、2 議案については関連議案でございます。会議規則第 37 条の規定によりまして一括議題とし、2 議案を一括して委員長報告を受け、採決については 1 議案ずつ採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号及び議案第 46 号の 2 議案を一括議題といたします。

当該 2 議案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、2 議案一括して委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○総務建設常任委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 45 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」、本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例、第 4 条第 1 項第 6 号の規定により、免除することについて、同条第 3 項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は上河原井堰付近整備工事、工事箇所は大字田中地内、受益者は津波黒水利

組合、免除する受益者負担金額は6,050円であります。

執行部の説明では、実施理由について、当該井堰付近の河川清掃の際に必要なステップ台を設置するもので、工事の内容については、川土手から井堰を経由し川底へ移動できるようタラップを設置するものです。

篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号「その他町長が特に必要があると認めるとき」の規定に基づくもので、その必要と認める根拠につきましては、平成15年に締結した多々良川稼働井堰に関する施設管理協定書第6条に基づき、適用除外施設として、受益者負担金を免除することが定められているため、当該工事費12万1,000円の100分の5である6,050円を免除するとのことであります。当委員会の中で、質疑及び討論はありませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

続きまして、議案第46号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担の免除について」、報告いたします。本議案は、農業用施設整備工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号の規定により、免除することについて、同条第3項の規定により、議会の同意を求められたものです。

工事名は沖田井堰浚渫工事、工事箇所は大字津波黒地内、受益者は和田水利組合、免除する受益者負担額は3万3,000円とのことです。

執行部の説明では、実施理由について、当該井堰に土砂が堆積し、堰板の開閉に支障を来しており、農繁期を迎えるに当たって、稲作に影響がないように土砂を撤去するもので、工事内容につきましては堰板が開閉できるように土砂の撤去となりますとのことです。

篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第1項第6号「その他町長が特に必要があると認めるとき」の規定に基づくもので、その必要と認める根拠につきましては、平成15年に締結した多々良川稼働井堰に関する施設管理協定書第6条に基づき、適用除外施設について、受益者負担金を免除することが定められているため、当該工事費66万円の100分の5である3万3,000円を免除するとのことであります。

当委員会で質疑及び討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

議案第４５号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４５号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第４６号に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成１１でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第４６号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１０、議案第４７号「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第４７号「令和８年度篠栗町一般会計補正予算（第１号）」について、本議案は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ２，１１１万５，０００円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１３５億７，６８２万１，０００円とするものです。

歳出における主な事業では、総務費において、医療費助成のオンライン資格確認のためのシステム改修委託に５５８万３，０００円を増額。

農林水産業費において、萩尾呑山地区水路法面工事に２００万円、唐尾井堰浚渫工事１５０万円を増額。

商工費において、若杉遥拝堂公衆トイレ浄化槽変更設計委託に４００万円を増額。

教育費において、コミュニティ助成事業補助金１，２７０万円を減額。

その他、人事異動に伴う人件費として２，４７５万３，０００円の減額補正などを行っているとのことです。

主な歳入では、地方交付税２，２２０万６，０００円の減、国庫支出金２７９万１，０００円の増、繰入金４００万円の増、諸収入５７０万円の減とするものです。

債務負担行為補正につきましては、脱炭素アドバイザー業務委託に（令和９年度から令和１１年度まで）１，６８２万５，０００円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合分担金に（令和８年度から令和２７年度まで）４億６，２７９万２，０００円、粕屋南部消防組合分担金（令和８年度から令和１２年度まで）１，２０１万３，０００円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 47 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 48 号「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 48 号「令和 8 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 1 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 6,170 万 4,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 1 万 8,000 円の増額補正するもの、歳入においては、繰入金を 1 万 8,000 円の増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認めます。

なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 49 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 49 号「令和 8 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 323 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,142 万 9,000 円とするものです。

補正予算内容は、歳出において、人事異動に伴う人件費を 323 万 7,000 円の増額補正、歳入において繰入金金を 323 万 7,000 円の増額補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 50 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 50 号「令和 8 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額に収益的支出 188 万円を減額し、収益的支出の予定額を 6 億 3,761 万 2,000 円とするものです。

補正予算内容は、人事異動に伴う人件費の補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決中)

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

(再確認中)

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 51 号「令和 8 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静）報告いたします。

議案第 51 号「令和 8 年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」、本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に収益的支出 632 万 5,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 8 億 8,686 万 2,000 円とする人件費、報償費の補正及び資本的収入に 2,759 万 2,000 円を追加し、3 億 9,830 万 3,000 円とする受益者負担金の補正です。

補正予算内容は、人事異動に伴う人件費及び受益者負担金の増額補正をするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略い

たします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて、原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11でございます。

全員賛成と認めます。

よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 52 号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、品川委員長。

○予算特別委員会委員長（品川 静） 報告いたします。

議案第 52 号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」、本議案は、町長及び副町長の給料の月額を減額する特例を設けることについて必要な事項を定めることについて、議会の議決を求められたものです。

制定の主な内容は、令和 8 年 5 月 26 日に行った職員の懲戒処分に関して、町長及

び副町長の給料の月額を減額する必要があるため、本条例を制定するものです。

執行部の説明では、この条例は、職員による準公金の横領という行政に対する信頼を著しく損ねる事案が発生したことを重く受け止め、町長及び副町長の管理監督責任を明確にするため、町長及び副町長の給料月額について、減額措置を講ずるものです。

令和8年7月1日から令和8年7月31日までの1か月間、篠栗町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例別表の給与月額から10分の1に相当する額を減じた額とするものです。なお、この条例については、公布の日から施行され、令和8年7月31日限りでその効力を失うこととされています。

当委員会の中で質疑がありましたので報告いたします。

減額措置の内容として、「給与月額の10分の1に相当する額を減じた額とする根拠及び妥当性」についての質問に対し、「減額措置については同様の着服事案が発生している自治体の事例を参考にし、町長、副町長と協議・検討した上で決定したものであり、社会的通念上の判断によるものであると考える」との回答がありました。

質疑終了後、反対討論がありましたので報告いたします。

本条例の議案を提出するより、公金等の運用の仕方、庁舎内の運用体制をより厳格化するとともに、懲戒処分等の基準となる規則や規定を明確にすべきであるとの反対討論がありました。

審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（古屋 宏治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですか。

反対討論。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号10番、村瀬 敬太郎 でございます。

私は、議案第52号に反対の立場で討論をいたします。

この議案提出の理由となった事案に関して、直接の上司3人が訓告処分となり、組織としての一定の処分がなされたと理解をいたしております。本来、その責めが特別職である町長、副町長に及ぶのは、本人の関与や直属直下の部下の関与、または組織

的に町に不利益をもたらした場合等であり、一個人が起こした事案について事案への直接の関与もない、組織的でもない、町に実害はなく直接影響する当事者からの告発もない。このような状況の中で、何ら法的義務がないにもかかわらず、処分を課す条例を制定することに疑問を感じます。

最近、同様の事件が、同様の処分内容であることは承知致しておりますし、厳しく自らを律するという姿勢は姿勢として、一定の評価があることと思いますが、風潮がそうであるからといって画一的な処分とする前例をつくるのは丁寧さを欠いています。

今回、この事例における職責の果たし方が、給料の減額で現されることが、真に正当と言えるのか、問題の解決につながるものなのか。これを機に、職員の皆さんも、議員の皆さんも、自分事として今1度考えていただきたいと思います。

事案の内容をよく勘案した上で、綱紀肅正や、実効性のある公金管理体制のさらなる充実等に臨み、もって厳しく職責を果たしていただくことで、公共の福祉に資することが肝要であると考えます。

ぜひ、お金ではなく、その働きで職責を果たしていただきたい。

以上、私の考えを申し述べまして、議案第52号への反対討論といたします。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 次、賛成討論はありませんか。

反対討論ありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

この議案に反対討論いたします。

もう、私が言わんとすることは今、村瀬副議長からるる申し述べていただきましたので、ほとんどもう申し上げることはございませんが、ただ一つ付け加えさせていただくとすると、その前段として、この不祥事が起こったことについて、当時の課長以下3名が処分されておりますが、その処分の在り方について、私、甚だ疑問に感じるわけございまして、人事規定にあるからという話でしたが、じゃ、そもそも論から言いますと、庁舎内に公金以外のお金が存在すること、通帳があること、このこと自体が間違いの元でございまして、そういう事象であった、そのまま見逃してきたことが間違いの元であり、かつ、課長、係長が2名以上をもって、毎日現金通帳等を管理しなくてはならないとかいう規定とか規則があって、その規定規則の違反の行為があったとすれば、それはミスなんだろうが、何らそんな規定規則もない。僕は、この3人言ってみれば、道を歩いて老朽化したビルのパネルが落ちてきて当たってしま

った、不幸な事故みたいな感じにしか思えないわけです。

私といたしましては、この３人の処分を撤回していただきたいと思います。かつ、村瀬議員もおっしゃっていましたが、ここで自分の減給処分が云々という条例を作って出す時間と労力があれば、そうでない、再発防止のために、いかにしたらいいものか、というのを庁舎全体で考えていただく、そちらが、責任のとり方だと思いますもので、深く反省をしていただきながら、事象に対するじゃないですよ、今までの体制を深く反省していただきながら、これからの運営に当たっていただきたいと思います。

以上の観点から反対討論といたします。

○議長（古屋 宏治） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論ありませんか。

ないようですので、討論を終結しただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決中）

○議長（古屋 宏治） 変更はございませんか。

（再確認中）

○議長（古屋 宏治） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数１１、賛成７、反対４でございます。

賛成多数と認め、よって議案第５２号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第１６、陳情第１号「町立図書館の児童書コーナーに関する陳情書について」を議題といたします。

本陳情に対しまして、文教厚生常任委員長からの報告は、会議規則第７５条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査とする申し出が提出されております。

お諮りいたします。

陳情第１号について、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第１号は委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第１７、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から、会議規則第７５条の規定により、御手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第１８、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２９条の規定により、タブレットに掲載しております議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、タブレットに記載しております、議員を派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決されました議員派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第４５条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古屋 宏治） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがございましたら許可いたします。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和8年第2回定例会の閉会にあたりまして御挨拶申し上げます。長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定について〕」をはじめ、専決処分の承認を求めることについての議案3件、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」1件、「篠栗町農業委員会委員の任命について」12件の人事案件合計13件、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」はじめ条例案2件、「財産の取得について」2件、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の免除について」2件、令和8年度補正予算5件、そして、昨日提案いたしました議案第52号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」1件の、上程いたしました28議案につきまして可決頂きましたことに感謝申し上げます。

開会日の諸情勢報告の際にも申し上げましたが、改めて篠栗町町議会議員の皆様、そして篠栗町民の皆様、今回の職員による準公金横領事件につきまして、篠栗町に奉職する職員全体の信用を著しく失墜し、皆様からの信頼を裏切ったことに対しまして、町長として、改めて心からおわび申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

昨日上程いたしました追加議案、議案第52号「篠栗町町長及び副町長の給料の特例に関する条例の制定について」におきまして、篠栗町の最高責任者として、町民の皆様へ多大なるご心配とご迷惑をおかけしたとして、町長、副町長の給与を10分の1、1か月減額の議案を可決いただきました。

繰り返しになりますが、篠栗町の行政運営を任されている町長として深く反省するとともに、今回の事案を全職員が厳粛に受け止め、町民の皆様から信頼を回復するため、二度とこのような事態が発生しないよう、全庁挙げて再発防止策の徹底に全力で取り組み、一日も早い信頼回復に努めてまいります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

また、議案第25号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町組織リデザイン室設置条例の制定〕」については、特に、緊急を要するため議会の招

集をする時間的余裕がなかったことが明らかであると認めるとき、として専決処分したことは議会軽視であるとの反対討論がございました。

何としても、令和8年4月1日から、町長直轄の「リデザイン室」を発足し、3人の兼務発令を行って、すぐに仕事に取りかかりたいとの思いで、3月26日に「篠栗町組織リデザイン室設置条例」を制定、専決処分の起案を行い、3月28日に決裁をし、同時に持ち回りで法令審査会に諮った上で、施行日令和8年4月1日、失効日令和9年3月31日、の期限付条例を制定いたしました。

本来であれば、事前に準備を完了し、議会の議決を頂いた上で、令和8年4月1日から施行すべきでございましたが、そのような経緯もありまして、専決処分とし、議案第25号にて、議案の上程を行ったものでございました。4月1日発令に間に合わせたかったこと、条例が内部組織の設置であり、かつ1年間の期限付であったことから専決処分といたしましたが、議会に対してはもう少し丁寧に、議長、副議長、議会運営委員長、総務建設委員長にまずご説明をすべきであったと、深く反省しております。どうも申し訳ありませんでした。

今後は、かかる専決処分を厳に慎み、上位法の改正等に伴う条例の改正など、やむを得ない場合を除き、議案の審議を経て、条例制定を行うことを徹底いたします。

今定例会では、新たに12名の農業委員会委員の任命をいただきました。新たに農業委員会委員となられました皆様には、篠栗町の農業振興のために御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

令和8年7月19日をもって任期満了となられる農業委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。特に、鷹巣 礼子 様におかれましては、平成23年7月の農業委員就任以来、長年にわたり、農業に関する深い見識のもと、篠栗町の農業の将来に対する熱い思いで御活躍頂きました。特に、平成29年から篠栗町の会長として、令和6年からは北筑前地区の会長として、また福岡県農業会議の理事として御尽力を頂き、農業委員会における女性の活躍の場を広げるため御活躍頂きました。「福岡県に 鷹巣 礼子 あり」とまで言わしめた、その行動力は称賛に値するものでございます。

心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

本来であれば、開会にあたって諸情勢報告の際に御報告申し上げるところでございましたが、今回はこの時間を借りして、4月以降の町内外の動きについて少し触れさせていただきます。

「町民体育館の利用停止」につきましては、一般質問でのやり取りで御承知いただきましたとおりでございます。今後は、田村副町長を委員長とし、全課長で構成する

「篠栗町公共施設検討プロジェクトチーム」で諸施設の建て替え、統廃合、廃止あるいは長寿命化（大規模改修）といった今後の一定の今後の方向性を総合的に検討し、令和８年度中に一定の方向性を示すことができるように協議を進めてまいります。

今後の町の行事でございますが、６月１４日（日）「篠栗町消防団操法大会」、７月１日（水）には「社会を明るくするまちづくり講演会」、７月４日（土）「よろこびとふれあいのまちづくりフォーラム」と続いてまいります。

議員の皆様におかれましても、できるだけ町の諸行事に顔を見せていただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

現在の渇水状況についてもお知らせいたします。

都市圏の大きな水源であります筑後川水系ダム貯水量の直近の数値は、貯水率３７．０％とまだ低い状況が続いております。昨年の同時期は７０％程度でございましたので、引き続き、都市圏水道企業団傘下の自治体では渇水対策本部設置を継続しているところでございます。

鳴淵ダムの貯水率は６７．４％で、まだまだ満水には至っておりません。

来週からの梅雨のまとまった雨を期待したいところでございます。

最後に、議会におかれましては引き続き行政のチェック機関として、行政とともに篠栗町を発展に導く車の両輪として御尽力賜りますよう、お願い申し上げまして、篠栗町議会令和８年第２回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間の御審議誠にありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和８年第２回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前１１時１８分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

古屋 宏治

篠栗町議会議員

今長谷 武和

篠栗町議会議員

荒牧 泰範
